
平成21年 第5回(定例)南 部 町 議 会 会 議 録(第2日)

平成21年6月22日(月曜日)

議事日程(第2号)

平成21年6月22日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 町政に対する一般質問
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 町政に対する一般質問
-

出席議員(14名)

1番 板 井 隆君	2番 仲 田 司 朗君
3番 雑 賀 敏 之君	4番 植 田 均君
5番 景 山 浩君	6番 杉 谷 早 苗君
7番 赤 井 廣 昇君	8番 青 砥 日出夫君
9番 細 田 元 教君	10番 井 田 章 雄君
11番 足 立 喜 義君	12番 秦 伊知郎君
13番 亀 尾 共 三君	14番 石 上 良 夫君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 ————— 谷 口 秀 人君 書記 ————— 伊 藤 真君

書記 ————— 三 輪 祐 子 君
書記 ————— 加 藤 潤 君

説明のため出席した者の職氏名

町長	—————	坂 本 昭 文 君	副町長	—————	藤 友 裕 美 君
教育長	—————	永 江 多 輝 夫 君	病院事業管理者	—————	三 鴨 英 輔 君
総務課長	—————	森 岡 重 信 君	財政室長	—————	唯 清 視 君
企画政策課長	—————	長 尾 健 治 君	地域振興統括専門員	—————	仲 田 憲 史 君
税務課長	—————	米 澤 睦 雄 君	町民生活課長	—————	分 倉 善 文 君
教育次長	—————	稲 田 豊 君	病院事務部長	—————	陶 山 清 孝 君
健康福祉課長	—————	前 田 和 子 君	保健対策専門員	—————	櫃 田 明 美 君
建設課長	—————	三 鴨 義 文 君	上下水道課長	—————	頼 田 泰 史 君
産業課長	—————	景 山 毅 君	農業委員会事務局長	—————	真 壁 紹 範 君
選挙管理委員会委員長	—————	丸 山 計 信 君	監査委員	—————	須 山 啓 己 君

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（石上 良夫君） ただいまの出席議員数は 14 人です。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（石上 良夫君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、次の 2 人を指名いたします。

4 番、植田均君、5 番、景山浩君。

日程第 2 議事日程の宣告

○議長（石上 良夫君） 日程第 2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第 3 町政に対する一般質問

○議長（石上 良夫君） 日程第 3、町政に対する一般質問を行います。

順序は通告の順とし、順次質問を許します。

6番、杉谷早苗君の質問を許します。

6番、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） 改めまして、おはようございます。6番、杉谷早苗です。通告に従いまして質問をいたします。

初めに、児童扶養手当についてお尋ねいたします。

昭和36年11月29日に児童扶養手当法が制定され、翌年の昭和37年1月1日から施行になっております。この児童扶養手当の費用負担は、国が3分の1、県が3分の2で、市町村は事務手続の窓口とのことです。そして、認定、支払いの決定は鳥取県が行うと聞いております。この児童扶養手当とは、「情報☆なんぶ」6月4日発行のお知らせでも掲載されており、皆様、既に御承知の方が多いと思います。この中で、父親のない家庭と書いてあるように、母子家庭の生活の安定と自立促進を通して、児童の福祉の増進を図ることを目的とする福祉制度でございます。手当の支給に当たっては、所得による制限や、手当を受けることのできる方への条件など細かく決められています。この事業名は児童扶養手当とありますが、先ほど申し上げましたように、お母さんと子供の家庭の限定の支給であり、同じひとり親家庭であっても、お父さんと子供の家庭ではこの支援は受けられません。

この法が制定された昭和36年当時の社会情勢といえ、女性の職場進出は少なく、専業主婦が大半でした。そのような中、夫がなく一人になった場合には、経済的支援の必要が重要なことと考えられたのでしょう。このことから、特に母子家庭限定の支援がなされたのではないかと推察されます。

制度が施行され、およそ50年が経過いたしました。子育て支援を語るときに、近年、とみに父子家庭についての問題が表面化してきました。マスコミ等にも取り上げられることも多く、時代とともに社会構造、生活様式もさま変わりし、その上未曾有の経済不安定の昨今です。従来、母子家庭にあっては家事援助の支援の方向でした。しかし、現代のような雇用不安を伴う社会状況下において、父子家庭への経済的支援を求める声が上がってきております。そして、全国およそ1割の地方自治体が父子家庭支援手当など、独自の経済支援措置を実施されていると聞きました。中でも児童扶養手当と同じ基準で父子家庭にも支給しているのは、2002年、平成14年ですが、7月に栃木県鹿沼市を皮切りに11の市区に設けられているということです。本来、国が早急に現状を把握し、即応した対応をすべき事業です。

ことし3月、小淵優子少子化担当大臣の児童扶養手当の父子家庭への一律適用外について、見

直しする必要があるのではないかと考えているとの発言があり、与謝野馨財務大臣も小淵優子少子化担当大臣を激励したいと述べているニュースも見どころです。

このような発言からして、この制度は検討し、見直される可能性も十分考えられるのではないのでしょうか。そこで、2点についてお尋ねいたします。

1点目は、児童扶養手当の制度と、父子家庭についてはどのようにとらえられているのかお尋ねいたします。

次に、国の法整備が整うまでの間、父子家庭に児童扶養手当に相応するような町独自の支援措置のお考えがとおりかお尋ねいたします。

2番目の質問でございます。保育所保育指針についてお尋ねいたします。

昭和20年5月26日付で、保育所保育指針が定められ、平成21年4月1日から適用となり、各保育園ではこの指針ののっとり取り組まれておられることでしょうか。

このたびの改正趣旨は、保育所における保育の内容に関する事項及び、これに関連する運営に関する事項を定め、この指針において規定される保育の内容にかかわる基本規則に関する事項を踏まえて、実情に応じて創意工夫を図り、保育所の機能及び質の向上に努めなければならないとありました。このような表現では一般的にはなかなか理解しがたいものです。我が南部町では、子供は地域の宝のスローガンのもと、地域を挙げて取り組みがなされております。4月より保育園が何を目指し、どのような方向に向かっているのか共通理解のもと、我が町の子供たちのより豊かな育ちを願って質問をいたします。

1点目、この指針が示された背景についてお尋ねいたします。

次に、このことにより、町内の保育所は従来と何がどのように変わるのかお尋ねいたします。

最後に、現在の体制で十分対応ができるのかどうかお尋ねいたします。

以上、2項目5点についてお尋ねし、この場での質問を終わります。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） おはようございます。杉谷議員さんの御質問にお答えをしております。

まず、児童扶養手当についてでございます。

児童扶養手当制度創設の直接の契機は、母子世帯の状況が所得が低く、経済的、社会的に多くの困難を抱えているという点や、死別、生別を問わず同じであることから、均衡上生別母子世帯についても同様の社会保障制度を設けるべきであるとの議論が起きてきたことから、制度の創設となったのであります。

さらに、離婚による生別母子世帯に対し、社会保障施策を講ずるのであれば、これと同様の状

況にある世帯で、父と生計を同じくしていない児童を養育している世帯、父が行方不明の世帯だとか、あるいは父が拘束をされている世帯に対しても同様の施策を講ずるべきであるとされたところでもあります。しかし、離婚など、生別母子世帯となるに至った原因は、そもそも保険事故になじまないために、年金制度の中に生別の母子世帯に対する対策を盛り込むことができずに、国民年金法とは別個の法律として児童扶養手当法が制定されたものでありまして、昭和37年に施行となっております。近年母子家庭や、父子家庭という言葉にかわり、両者を区別しないひとり親家庭という呼称が広まりつつありますが、児童扶養手当については、規定により父子家庭は支給対象とされておりません。母子家庭は支援の必要性が高い経済的弱者として母子及び寡婦福祉法や児童扶養手当法などの国の法制度が整備され、母子家庭に対する施策が推進されてきたところでもあります。しかし近年の社会経済状況の大きな変化もあり、子供とともに生活をするために必要な収入が得られない父子家庭もふえてきておりまして、全国の一部の地方自治体の中では法改正を得ずに、待てずに独自の財政支援を実施しているところもあるように聞いております。児童扶養手当制度は、母子家庭の世帯が対象となっておりますが、昨年起こりました世界同時不況の中、経済状況が低迷し、雇用関係が悪化しているところでありまして、母子家庭や父子家庭を問わず、所得の低い世帯は生活が苦しい状況は同じであると考えておりまして、ひとり親世帯の財政支援をしていくべきだと思っております。

本町におきましては、父子家庭の支援策として、所得の低い世帯に対して、月額2,000円の児童福祉手当を支給しているところであります。

次に、父子家庭に児童扶養手当に相当するような町独自の支援措置の考えがあるかということでございますけれども、所得の低い世帯に対しては、何らかの財政支援が必要であると考えておりますが、国の父子家庭を含めたひとり親家庭に対して財政支援の見直しをすることとなっておりますので、その動向を見ながら今後検討してまいりたいと思っております。

次に、保育所の保育指針についてでございます。

保育所保育指針は、昭和40年にできて以来、3度の改定をしております。前回までは、幼児期の保育と教育の整合を図るため、幼稚園教育要領の改訂に伴って、保育所保育指針も改定が行われました。

このたびの改定には、子供たちを取り巻く環境問題や、さまざまな社会的変化といった背景があり、生活を脅かす社会的、経済的問題などが子育て家庭における養護や教育の環境としての条件を乏しくさせることになり、結果的に子育て家庭の養育力の低下を危惧するような状況が発生させております。子供の育ちの支援と、家庭の子育て支援の役割が保育所の保育において一層重

要視されてきております。

さらに、改定の背景として最も大きいのは、平成18年12月に公布、施行された教育基本法であると考えております。この改正された教育基本法には、幼児期の教育は新たな事項として取り上げられ、その重要さが明記され、すべての子供に教育権を保障するものでございます。保育所は教育基本法で強調されるように、幼児期の教育の重要性を保育の中でどう実現していくべきかということが、今後の大きなテーマとなって保育指針の見直しへとつながっていったのであると思っております。

次に、保育所はどのように変わるのか、改正点の概要6点についてお答えをいたします。

1点目に、保育所として果たすべき役割と社会的な責任が明確に示されたことであります。保育所の役割では、保育に欠ける乳幼児の保育において、健全な心身の発達を目指し、豊かな人間性を育成することを目的とし、これを達成するために保育所の環境を通して、養護と教育を一体的に行うことを示しております。社会的責任では、人権尊重や保育内容の説明責任、個人情報の適切な取り扱いと苦情の解決について示しております。

2点目に、今までの保育計画は今回の改正で、保育課程となり、今まであった保育目標や年齢別保育の内容に加えまして社会的責任や食育、健康支援、環境衛生管理、安全対策、保護者と地域への支援、研修計画、小学校との連携、特色ある保育など、よりよい保育の実現を目指すものとなっております。そして、この保育課程に基づいて行った保育を評価することも今回の改正で義務化されております。この評価により、反省点や改善点を見出してそれを次の保育課程に反映することで、よりよい保育課程にしていくことにつながり、より質の高い保育の実現へとつながっていくものと思います。

3点目に、小学校との連携では、年長児の就学の際、小学校に保育要録を作成して送ることが義務づけられました。これは、今回の大きな改正事項であります。書類を送ることだけでなく、地域の子供の育ちをともに支える機関として保育所の子供と小学校の児童との交流や、保育所職員と小学校の先生との話し合い、学び合える環境をつくる、保育園から小学校へと一連の教育が持続できるように小学校との連携を深めることは重要であると考えております。

4点目に、子供の健康と安全を保障していくことは保育の大前提であります。その上でしっかりと命を守り、より積極的に心身ともに健康な生活をつくっていかうという視点に加え、今回の改正で食育の推進が盛り込まれました。食育の推進では、食を営む力の育成に向け、その基礎を培うために毎日の生活と遊びの中でみずからの意欲を持って、食にかかわる体験を積み重ね、食べることは楽しい、大人や仲間などの人々と楽しみ合う子供に成長していくことを求めています。

ます。

5点目に、保育所に入所している子供の保護者に対する支援と、地域における子育て支援について、保育所の特性と専門性を生かして積極的に取り組むことが求められております。保護者への支援や地域の子育て支援はこれまでも行ってきておりますけれども、保育所は今後保護者の養育力の向上や育児不安解消を目的とした子育てに関する相談や助言など、ますます保護者にとっての子育てのパートナーとして頼られる存在になっていかなければならないと思います。保育所と家庭が車の両輪になって、ともに子供を育てていこうという意識を強めていくことが重要であると思います。そして、地域の子育て支援においても、保育所の役割として子育て支援にかかわる地域の人材や地域の交流の場や、地域の関係機関をつなげて取り組んでいくことも一層重要になってくると考えております。

6点目、最後でございます。今回の新保育所保育指針を実施していく上で保育の質の向上が求められますが、この保育の質の向上を図っていくためには、職員一人一人の資質や専門性の向上が必要不可欠であります。今回の改正で研修の重要性や人材育成に対する施設長の責任を明確にしております。研修では、内部研修だけでなく外部研修も工夫して行うことが大切であります。以上述べました内容が主な改正点でありまして、保育所がよりよい保育の実現を目指して変わっていかねばならないと、このように思っております。

次に、現在の体制で対応できるのかということでございますが、今回の改正で示された保育所保育指針は、最低基準としての内容であり到達点ではないということでございます。つまり、それが子供の最善の利益を守る規定のラインという意味ととらえております。法律では、児童福祉施設では最低基準を超えて、常にその設備と運営を向上させなければならぬとなっております。

また、職員におきましては、施設の目的を達成するために必要な知識と技術の習得、維持及び向上に努めなければならぬとなっております。したがって、よりよい保育の実現を目指すことを求めているものであります。したがって、職員の配置につきましては、基準に基づいて基準以上の配置がしてありますので、現在の体制で対応していかねばならないと考えておりますが、今後よりよい保育の実現のために計画的かつ総合的に検討を行いまして適正な職員配置に努めてまいりたいと、このように思っております。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） 6番、杉谷早苗です。母子家庭の支援が十分に充実してきたので、父子家庭への援助という考えでこの質問をしているのでありませんことは初めにお断りしておきます。

昭和39年に母子及び寡婦福祉法が制定されておりまして、この一部が改正され、貸付金制度ってものの利息が低くなるとか、それから、保証人が要るところが要らなくなるってような、そういうような法律が重ねてこのたび支援されていくようになっており、本当に母子家庭という名前がついているところには厚く、少ないながらも支援が重なっていったるようなところでして、先ほど町長おっしゃいましたように、この経済不安の中で低所得者の方に対しての支援は同じように必要だっていうことでもあります、この中で、母子家庭と同じ基準で特別な独自の制度を設けているってというのは、先ほど壇上で申し上げましたように、11市区あるということでございます。その下回るところの61の市町村、これは広島県の尾道市などその基準を下回っても父子家庭でってところでしておられるところもでございます。それと、本町にもあります、先ほどおっしゃいました児童福祉手当ですね。ひとり親家庭に対する1人1月2,000円っていう、このような独自にしているところは全国では129の市町村だっていうふうに聞いております。それで、4月19日でございますけども、新たにまた新潟県の方は新潟県初で新潟県の魚沼市ってものが同じ基準で制定した。それから、お隣の出雲市におきましては去年より1人当たり月に5,000円ってようなことで、制度を始められました。それから、相模原市では1人ではなくて1世帯で、そういう対象の方には1世帯につき3,000円ってようなことでございます。きのう調べておりましたら、山梨市ではこれは1人で月5,000円、新設だっていうことでございます。鳥取県ではまだこのような制度をしているところはどこにもないというふうに、ちょっと私も県の方に問い合わせましたら、ありませんということでした。ということですので、なかなかこの低所得者の方に対する支援もしながら父子家庭にまた独自にということとはなかなかつらいもんがあるんですけれども、しかしながらやはり、何にもそのようなことがないというのも、何か寂しいなというような気もいたしますし、その母子家庭につきましては、貸付金制度ってものも設けられております。それで、その制度も先ほどありましたけれども、利率とか保証人とかっていうものもなくともいいようなふうに手厚くなっておりますので、そういうことも父子家庭ではございません。本当にこんなような経済状況ですので、どこにも支援をして差し上げたいと思いますが、何かすごくその辺のところ不公平感があるなと思いますが、その辺のところ国の動向を見ながらとさっきおっしゃいましたが、その間のことでございます。町長は今年度から子育て支援といたしまして、保育料の値下げなどしていただいております、十分にそのことは財政的にも大変なことは重々承知はしておりますが、あったかい気持ちをわかってほしいなというようにところで、父子家庭についての何らかの支援ってものを考えていただくことはできないものか、もう一度ちょっとお尋ねしてみたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。子供の子育て支援ということについては、選挙のマニフェストでも約束をして当選後保育料の軽減というようなことで、まず第一歩をやったわけでございます。

現在、南部町では子供の医療費の中学生までの無料化というようなこと。それから、西部の町村においては保育料は最も安い方に属したということになろうと思っております。そういう、いわゆる子供の育ちの環境というものも整備していくということは、私は必要ではないかというように思っているわけです。大体の母子家庭とか父子家庭とかいう、そういう家庭の形態にとらわれずに、私は子供そのものに支援をしていくという流れに徐々に変わってきているし、変わっていかねばいけないのではないかというように思っております。といいますのは、さまざまな手当、制度があって、それを現金で支給しても必ずしも子供に届かないわけでありまして。そういう手当の支給を通じてひとり親家庭の支援をして、間接的に子供の養育や教育やそういうものの支援をしてやると、間接的に。という実態に、私はあるというように思っております。今後の児童福祉の方向性としては、やっぱり児童そのものに、家庭の形態は別にしていくべきではないかなという思いがしているわけです。

それと、父子家庭のことを言われましたけれども、南部町の児童福祉手当については、これは父子家庭にも支給をするということになっておりまして、そういう意味では、家庭の状況を超えてやっておるということであります。統計的なことを申し上げてなんですけれども、大体全国に母子世帯が122万5,000世帯あるということでありまして、子供の17人に1人というのが母子世帯で育つ子供だということになっておるわけでありまして。南部町はどのような状況になっておるのか、そこまでは調べておりませんが、とにかく子供の17人に1人は母子世帯で育っておるという状況であります。その母子世帯の平均所得というのが、212万円ということでありまして。貧困率は6割ということになっておりまして、それでも生活保護を受けておるといのはわずか7%しかないということでありまして、お母さん方がいかに低い所得でしっかり頑張っておられるかという姿が見えるわけでありまして。ですから、そういうことも前提にした社会保障制度というものが構築されんといけんと思っておりますし、それから、その世帯の状況においてきめ細かくやるのもいいわけですが、子供そのものの支え、子供そのものに支援をしていくようなことに徐々に向きが変わっていきませんと、思ったところに思っただけの効果があられないということもあるのではないかなというように思っております。

答えになったかならんかわかりませんが、そういう世の中の状況というような中から、今後のあるべき子育て支援の方向というのはそういう方向に行くのではないかなというのが私の

考え方でございます。所得を論ずる以前にも、物すごく低いという、父子だ母子だいう前にどちらも相当低いという状況の中で、これをどうするのかという問題は、これは国家的な問題でもあります。以上です。

○議長（石上 良夫君） 6番、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） 今後の福祉のあり方、現金で幾ら支援をするっていうようなことはきちんと子供に届いているかどうかっていうようなことを細かく見ていきますと、本当にそれは必ずその分が子供の支援になっているかいうところまではなかなかわかりません。ですから、全体的なあり方っていうのが次第に変わっていくのではないかという町長のお考えは、十分納得がいくことでもあります。しかしながら、現実的な、法改正でその中に母子の次に父子もちょこんと入れてもらうと非常にいいなと私は思うんですけども、なかなかそういうことは難しいことで、ただ単に文字を1字入れるっていうだけの問題ではないと思いますので、子供そのものの支援っていうことをまた十分にお考えいただいて、今後ともしっかりと努力していただきたいと思えます。そこで、私も本当になかなか難しいなと思いつながら調べておりましたら、これはNPO法人で父子家庭だけの資金対応があるっていうようなことがあったので、ちょっと御紹介だけしておきます。

フレンチトースト基金というのが、これは父子家庭のみということでしております。これはNPO法人ファザーリング・ジャパンというところが主宰で、今現在、募集しておりました。2009年4月1日から2009年9月30日。これはホームページで調べていただきましたら、インターネットで調べていただきましたら詳しい資料も出ております。これが2009年10月1日より1年間するっていうようなことでありましたので、またSANチャンネルでもごらんになられた方でどうかと思われる方は調べてみていただきたいことと思えます。

次に、保育所保育指針についての質問をさせていただきます。

本当に素人には何がどのように変わったかどうかということはよくわかりません。しかしながら、先ほど町長がおっしゃいましたように、基準以上が配置してあって、十分に対応できるんだというようなことを答弁いただきましたので、本当に安心しているところでございます。この中で、学習、保育と教育、養護と教育というような問題で小学校にあげての一連の育ち方が順調にいくようにというようなお話だったと思うんですが、あった中で、教育というとなついつい何か算数、理科、社会というようなこと頭に入ってしまうんですが、この保育園における教育っていうものの内容的なことっていうのはどのように考えたらよろしいのでしょうか。このことをちょっとお尋ねしたいと思えますが。

○議長（石上 良夫君） 町民生活課長、分倉善文君。

○町民生活課長（分倉 善文君） 町民生活課長でございます。幼児の教育というのは、これまでずっと保育の計画の中に織り込まれておりまして、特殊なものではないというぐあいに認識をしています。これをさらに、小学校につながる教育といいますか、つながる教育をしっかりとやっていきたいというぐあいに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 6番、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） つながるようなということは、基本的な人間としての、何と申しますか、特別ないわゆる文学を論じたり何とかってというような、そういうような小学校教育の前倒しのような教育でないということは理解いたしました。

それと、先ほど御答弁いただいた中で、保育要録っていうもののこれが義務づけられるようになったってというようなお話がちらっとあったんですが、これはどのようなもんなんですか。保育園から小学校に上がる時には、やはりこの子にはこんな注意してほしいですよってというようなことの連絡っていうものがあったように聞いたんですが、それとこの保育要録っていうものの義務づけっていうことは、どのような関係になっておりますでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 町民生活課長、分倉善文君。

○町民生活課長（分倉 善文君） 保育要録につきましては、今まで幼稚園はその保育要録をつかって小学校の方に送るようになっておりましたけど、まだ保育園はやっておりません。そのような、幼稚園と同じようなことを保育園もやっていこうという考えで、これからその内容については小学校と連携をしながらつくっていき、小学校につながる教育にしていきたいというぐあいに思いますので、よろしく願いします。

○議長（石上 良夫君） 6番、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） 6番、杉谷です。認定保育園とか、そのような幼保一元化というような流れが非常にありますので、保育園と幼稚園との垣根が次第に狭まってきていると、そのような背景があると思うんですが、まず第一に、何はともあれ、生まれた子供たちがしっかりと育っていくこの子どもの権利条約というのが制定されて、あれはいつでしたでしょうかね、いつでしたでしょうか。1989年ですか、子どもの権利条約が制定されて、日本も1994年に批准しております。それで、今いろいろ、いじめとか、それから虐待とかありまして、虐待、いじめ、それと以前質問いたしましたDV関係のこと、そのようなことでも今までははっきりしないことはなかなか受け付けていただかなかったんですが、取り扱い窓口も市町村になりましたし、そして、疑わしいいうだけで、ちょっと保護してもらえるような環境ないだろうかというこ

とをお願いできるようなことも、通報できるような制度にもなっております。そして、大きくなった成人した者たちの人権感覚というものも、幾度も勉強し直してもなかなか身につけておりません。今、今年度から、人権施策関係なのが町民生活課から教育委員会の方に変わりました。しかしながら、先日ありました人権会議の会長は町長でございますし、各トップの方々が皆さん会員でいらっしゃいます。そのような中で、子供が育った保育園段階からの人権というものを非常に大事にしていただきたいと思います。人権が侵されるっていうとすべてが物事おかしくなりますので。

そういう中で、鳥取県は非常にこの人権っていうことの認識っていうことが高いということ、それで、以前ございましたね、ハンセン病のときに、前片山知事がいち早く患者さんの方に謝罪をなさいました。そのときに「ふらっと」という人権研究啓発をするような、そういうところが鳥取市にあります、そのようなところの方も先ほど町長の答弁の中に研修の内も外もっておっしゃった中の、外のそのようなところからの、「ふらっと」には全国から研修に来られるそうです。聞きましたところによると。ですので、そのようなところが鳥取にあるということは、ぜひとも取り入れてもらいたいと思うんですが、町長部局でない教育委員会の方が持っておりますが、連携をとってしっかりと町民生活課の方でも子供を取り巻く人権感覚の教育啓発いうことを力を入れてほしいと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（石上 良夫君） 町民生活課長、分倉善文君。

○町民生活課長（分倉 善文君） 町民生活課長でございます。

人権教育というのは非常に大切でございまして、「ふらっと」という人権に関する取り組みもしておられるということでございますので、それを含めたそういう関係機関に働きかけをいたしまして、職員の研修を図り、資質の向上につなげていきたいというぐあいに思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（石上 良夫君） 6番、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） 人権に関しましては、町長が人権会議の会長さんでいらっしゃいますので、何か一言ございましたら、御意見などお聞かせいただきたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。人権会議の会長というんでしょうか、ということで、何か言えるということでございますけれども。やっぱり、人権問題に取り組んでいく中で、子供の虐待だとか、いじめだとか、そういう従来ちょっと見過ごされていたようなことにまでちゃんと光が当たって、きちんとした対応が図られるようになってきておりますから、随分ステージは進んでいるという

ように思っております。そういう子供たちの学んでくる環境というものも保障せんといけませんし、それから当然そういうことから学んできた子供たちに負けないような大人社会というものもつくっていかんといけんということでもあります。人権問題を大黒柱にしたまちづくりということをまちづくりの中でうたっておりますから、第1番目にうたっておりますから、町長としても当然そういうことについて配慮をして、予算的な対応などについては当然配慮をしていきたいというように思っております。

○議長（石上 良夫君） 6番、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） 力強い予算的なことも配慮してというようなお言葉もいただきました。本当に生まれたときからの人間は人権っていうものを持っておりますので、その辺のところからすべて出発して行ってほしいと思っております。保育所の保育の特性を生かしたさらなる保育の質の向上に期待をいたしておりますので、手当が基準以上だっということの確認もさせていただきます。これで質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 以上で6番、杉谷早苗君の質問を終わります。

○議長（石上 良夫君） 7番、赤井廣昇君の質問を許します。

7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 議長からお許しいたいただきましたので、ただいまから質問させていただきます。

通告に従いまして、まず第1点目でございますが、職員の服務についてでございます。

去る、5月の1日付日本海新聞で、書類手続を怠り職員を減給処分と報道された不祥事案についてお尋ねいたします。

わずか3年前の固定資産税等過誤納の処理に過誤徴収をしました税金と合わせた利息、約2億3,600万が償還処理の案件がありました。町は、町民の信用を大きく失墜させ、厳しく叱責を受け、町長も陳謝し、再発防止を誓われたばかりでございます。それにもかかわりませず、また職員の懈怠にかかわる不祥事が報道されました。町長はこたびの件について、地方公務員としてはあるまじき行為で遺憾。再発防止に努めるとコメントされております。たび重なる申しわけのできない不祥事を他町からやゆされ、町民にじくじたる思いのことと思っております。

地方公共団体職員の服務については、地方公務員法ですべての職員は、職務の遂行に当たって全力を挙げてこれを専念しなければならないとうたわれております。こたびのずさんで無責任な業務遂行で町民に損害と迷惑をかけたことに懲戒処分報告をされました。さきの固定資産税等過

誤処理について、私の一般質問の答弁等で町長はたびたび事務マニュアル作成、適宜の対策で再発防止に努める旨でございました。こたびの問題発生につけて、本当に職員に周知徹底が図られ、十分の改善指導、指示等がなされたのか、こたびの問題発生を見るに甚だ疑念を持たざるを得ません。そこで2点質問させていただきます。

まず1つ、適宜な措置がされたということを再三答弁されてきたわけですが、結果として、前の失敗の教訓が生かされず、同じような不祥事が繰り返し発生しております。町長は事あるごとに町職員の高い職員力と評価しておられました。これが、高い職員力と評価された職員のなせるわざとも思えません。頻繁する不祥事の事由がわからない町民に理解ができる説明をお願いいたします。

なお、町長等の職員の監督や指導に問題はないのか、実態と今後の対策をお伺いいたします。

2番目、こうした断続的に発生する、ひんしゅくを買うような不祥事、18年には固定資産税等過誤納問題、19年には職員の飲酒による暴力事件等、20年度には情報センターに起因する国保料のミス。そして、このたびの公務員法に反するような問題が発生したわけですが。果たして、公務員としての職務遂行における遵法の精神や、誠実に職務を遂行する意識とやる気、また使命感の欠如があるのではと疑問を持ちます。町長はこうして断続的に発生する問題の解決に今後の具体的な対処方等を御所見をお尋ねいたします。

2番目でございますが、5月30日、新聞報道について日本海新聞で企業誘致へ新組織、西部地域振興協、鳥取県と米子高専が地域振興や教育、文化振興、人材育成などに協力する包括連携協定に調印したとする2件の記事が記載されました。鳥取県西部の市町村長で組織する県西部地域振興協議会が構成自治体や経済界が連携して企業誘致協議会を設置すること、移住、定住の促進に向けた情報共有化などを検討していくことと、また、後者については県は6月、中山間地の住民が相互送迎で協力する共助交通システムの調査、同システムは南部町にモデル地区1カ所を設置し、高齢者や子供らに米子市に移動する際、自家用車に相乗りする仕組みを開発、準備が整い次第現地で実験に着手と報道があります。詳細は全く不明でございます。それらについて具体的な内容の説明と町長の御所見をお尋ねいたします。

3番目の質問でございます。バイオマスタウンについてお尋ねいたします。

御承知のように、当議会で本年1月に行政調査を九州方面に敢行いたしました。私の所管の経済産業常任委員会のバイオマスタウンの調査を目的に先進地福岡県大木町の積極的で前向きな取り組み実態や実績を調査研究し、つくづく感動、感激し触発されて南部町に帰りました。そこで、当町も地域発の温暖化対策、地域資源の循環利用、新たな産業の形成、地域社会の活性化で町が

変われると考える。バイオマスが地方自治体、町の役割、責務を認識し、また町財政を多面的角度からとらえ、当町のサバイバル、生き残りをかけ、真剣な模索が必要と考えます。町民が健やかに、かつ幸福に生きられ、将来の町の地域の発展向上のため必要不可欠な取り組みがこのバイオマスタウンの構想であると思います。積極的に取り組み、乗りおけないように政策を取り組むことは枢要と考えます。私は、調査研究等を前向きに早急なプロジェクトを立ち上げ、要検討の状況にあると思います。

そこで炯眼の町長にお尋ねいたします。町の置かれた環境等実態を認識し、将来を展望したバイオマスタウン構想を持ち、積極的な企画、立案が重要な課題であり、本格的に考えるタイミングと考えますが、町長の御所見をお尋ねいたします。

最後でございますが、新型インフルエンザが発生しております。最近のメディア情報等によると、メキシコ初の新型インフルエンザが日本国内では一度小康状態になり、終わったとも思われた新型インフルエンザでしたが、当町住民の感染情報に、にわかに騒がしくなっております。これから冬場になる南半球の問題と思うやさき、県内でも6月の10日初の感染が認められ全国では518人に感染の報道を聞き、鳥取県も先ほど申し上げましたように、よそごとでなく風雲急を告げる状態にあることを知りました。また、世界的にもフェーズ5からフェーズ6に引き上げがされました。6月の11日夕刻、WHO事務局長はフェーズ6に引き上げを発表しております。インフルエンザのパンデミック発生は1968年香港風邪以来41年ぶりとのことでもあります。当町もしっかりとした防疫強化と感染防止対策も考えなくてはならないと思います。特に西伯病院の備えと対策、行政の窓口、役場の取り組みに万全を期すことは言うに及ばぬところで、十分な対策が急務でございます。県内初の罹患者発生での危機管理については、町長の御所見と西伯病院事業管理者から具体的な安全対策等についてお伺いしたいと思います。以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 赤井議員の御質問にお答えをしましてまいります。

最初に、職員の服務についてでございます。5月1日付で日本海新聞で報道された、町の職員が特別障害者手当の県への手続を怠り、住民に損害を与えた不祥事案については、5月の臨時議会で議員の皆様には既に御説明したとおりでございますが、簡単に申し上げますと、住民の方より申請があったものを保管し、県への進達をしていなかったことにより損害を与えたものであります。固定資産税過誤問題を引き合いに出されましたが、固定資産税過誤はIT社会への進展の中で、職場の対応が不十分で長期にわたり繰り返し組織的に過った事務を行っていたことが原

因でありまして、だれかを特定して改善するといった性質のものではございません。今回の件については、個人の仕事に対する姿勢が問われる案件でありますので、おのずとその対応も異なってくるということを御理解をいただきたいと思います。

町民の皆様に対しまして、改めて今日まで行政へお寄せいただきまいました信頼を損なうような不祥事の発生について、深くおわびを申し上げる次第でございます。本当に申しわけございませんでした。

では、議員の質問2点にまとめてお答えさせていただきます。

議員御指摘の法令を遵守し、誠実に職務遂行する意識、やる気、使命感の欠如があるのではということですが、職員のやる気を起こし、力を発揮させ、職員の能力を高めていくことは合併後行財政改革などで人員削減を行って、少ない人員で業務を遂行していく上では最も重要な問題、課題だと認識し、私どもはミスを起こさない、起こしても最小限にとどめる職員の管理体制を強化してまいりました。

具体的には、平成18年度から人事評価制度を導入し、コーチングにより職員能力を高める努力をしてまいりました。まだこの制度は発展途上段階ですが、毎年職員とも話し合い、合意に基づいた制度改正を加えながら進めております。必ず職員の意欲、能力を高めることができると確信をしております。

また、チェック体制の強化では、主査、副査の2名体制から、さらに室長によるチェックを加えました。

また内部監査制度も取り入れ、危機管理体制をとってまいりました。まだ対策としては十分でないため、今後は不祥事や事故の未然の防止策として、次の4項目を徹底し、指導してまいりたいと考えております。

まず1番目でございますが、安易な前例の踏襲、マニュアルやチェックリストのみによる形式的な点検では不十分でありまして、基本的な業務手順に立ち返って検証を行い、日常の業務に潜むリスクを洗い出し、その予防策を講じてまいりたいと思います。

2番目、日常業務における潜在的な業務リスクを職員同士の話し合いによって浮き彫りにし、そうした情報を全職員が共有することで職場全体の業務リスクの回避につなげてまいりたいと思います。

3点目、それぞれの課が抱える業務リスクは千差万別であり、その回避策も一様ではないため、職場実態を一番よく知っている職員一人一人が考え、実践することによりもっと効果的な回避策を講じてまいります。

4 番目、不祥事防止対策を一過性のものに終わらせることなく、P D C A サイクルによる継続的な取り組みをしてまいりたいと思います。

以上、4 項目を徹底させることによりまして、事故の再発防止に取り組んでまいります。

そして日ごろから、職員によく言っていることではございますけれども、役場業務は、行政組織として各課が業務を分担して職員の総合力をもって機能していますので、職員一人一人が報告、連絡、相談、ハウレンソウの忠実な実行により、正確に、早く、住民の立場に立った仕事をしていくことで町民の信頼が得られます。職員には町民の皆さんにみずからをよく知ってもらい、自分の地域や町民の多くの皆さんをよく知り、自信と誇りと熱意を持って業務を遂行することが大切なことだと言っているわけがございます。日々職員の指導を怠ることなく、モチベーションや能力を高める研修を行いまして、町民の皆様信頼される職員の育成を行ってまいります。よろしくお願い申し上げます。

次に、鳥取県西部市町村企業誘致協議会などについての御質問についてお答えをさせていただきます。

御質問の協議会につきましては、本年5月29日に開催されました県西部地域振興協議会において、私が構成市町村長様方に提案をし、今年度からその結成と活動に向けての検討を始める旨の御賛同をいただいたものであります。この提案を行うに至った背景について、少し説明申し上げます。

現在、全国の自治体ではそれぞれが企業誘致活動を行っております。しかし、本県西部の市町村のような比較的小規模の自治体におきましては、配置できる担当職員数や入手できる情報、企業とのネットワークなどに一定の限界があり、仮に進出を希望される企業があったとしても、その情報を十分にキャッチできていない。またはこちらの情報を発信し切れていないという問題を抱えながら企業誘致活動を行っております。

また、本地域では米子市を中心とする通勤圏が形成されておきまして、西部エリア内であればどこの市町村に企業が来ても、住民の皆さんや構成市町村、地元経済界には一定のメリットがございます。これらのことから、県西部の市町村や経済界が一緒になって企業誘致に取り組むことにより、さらに大きな成果を上げることができるのではないかとというのが、本協議会設立提案の背景並びに趣旨であります。

幸いなことに鳥取県も鳥取県産業機構を中心にこの取り組みに積極的にかかわってくださるといってお話もいただいております。

また、協議会設立後の活動イメージとしましては、県西部地区の市町村や経済界が一体となっ

て県の事務所がある東京、名古屋、大阪などに向けて情報発信や、企業誘致フェアなどの活動を行うこととあわせて、受け入れ窓口を一本化するなど、活動の拡大と効率化を図ることを考えております。

今後の具体的な取り組みにつきましては、構成市町村や西部地区経済界などから成る検討会を設置し、今年度中に実施のめどをつけ、平成22年度からの本格実施を目指したいと考えております。

企業誘致につきましては、地域の皆様の就労の場の確保と拡大、若者定住の促進、所得の向上、地域と地域経済の活性化など、多方面にわたる効果がありまして、今後はその促進を広域連携のもとに取り組むことで一層の成果を上げたいと考えております。

次に、共助交通システムについてであります。

この事業は県の事業でありまして、現在までのところ町として県から伺っている部分についてお話をいたします。

御案内のとおり、我が国の中山間地域はそこにお住まいの皆さんの生活の場としてのみならず、水や酸素の供給源として、また二酸化炭素の吸収や希少動物を守りはぐくむ場所としてなど、多面的な公益機能を有し、国民共通の財産であります。しかし多くの中山間地域では、集落の農林業や地域の活動を支える担い手の不足から、集落の維持が危ぶまれる地域も出てきております。このような状況の中で、大学、民間事業者、NPOなどの皆さんが地域住民の方と手を携え、活性化に取り組むという動きも起こっています。こうした現状を踏まえ、行政機関と県民を初め、多様な団体が協働して中山間地域の振興に取り組むために、昨年9月、鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例が県の方で制定をされました。これを受けて県では、中山間地域における確かな住民ニーズの把握のため、集落座談会などに出向き、集落の現状や悩みなどさまざまな意見を聞いて、地域の実情に合った中山間地域振興施策の検討を行った結果、今回の共助交通システム検討事業が予算化されました。

本事業は、中山間地域に暮らす方々の共助、つまり助け合いにより、車を運転できない人を無償で送迎する共助交通システムの検討を行うものでございます。システム検討に当たり、地域の公共交通の実態調査、住民ニーズの把握、実験運行など米子工業高等専門学校に委託して行うことになっております。

共助交通システムの具体的なイメージとしては、集落内で車の運転が可能な人の車を共助による乗り合い自動車として利用できるシステムを構築し、交通弱者のお出かけを支援していこうというものでございます。

実施に向けての課題としては、運転する人、集落との世話人さんの確保、事故などの心理的な負担、地域の皆さんの合意形成などが考えられます。県の説明によりますと、今後は町内においてモデル地区の選定や地域住民への説明会などが行われる予定と聞いております。

また、現在町が事業主体となって南西伯地域で集落から国道、県道の路線バス停留所まで距離のある集落で、集落バス停間を民間事業者に委託したワゴン車を走らせる試験運行を実施しております。公共交通に頼ることができない地域においては、ただいま申し上げましたようなさまざまな方法により、交通の不便性の解決を図ることが重要であると考えております。

共助交通システムにつきましては、町としましては、地域の皆様の合意が得られれば積極的に支援をしていく考えでありますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、バイオマスタウンについてでございます。

福岡県大木町、議員の質問で紹介がございましたけれども、町内で発生するし尿や生ごみを液体肥料にして町内の農地に使用し、資源循環型のシステムを確立している先進的なバイオマスタウンであると視察に同行させていただいた職員から復命を受けております。ちなみに本町では、10年以上も前から循環型社会の構築を目指しまして、大山町、日吉津村と共同で、下水汚泥でのコンポスト化に取り組みまして、大きな成果を上げております。大木町に感動したということでございますけれども、我が町も他町の視察者からは高い評価をいただいておりますので、申し添えておきたいと思っております。

具体的には、下水処理の過程で液体肥料やコンポスト化、つまり堆肥を製造して町内外の農家に販売し、特に堆肥につきましては、注文が殺到しておる状況となっております。在庫がないということでございます。

さて、御案内のとおりバイオマスとは、家畜の排せつ物や生ごみ、木くずなどの動植物から生まれた再生可能な有機性資源のことでありまして、議員御質問のバイオマスタウンとは一定の地域や事業所や住民の連携のもと、バイオマスの発生から利用までが効率的なプロセスで結ばれた構想のことであると認識をいたしております。

平成17年2月の京都議定書の発効を受けて、温室効果ガスの排出量を削減することが世界的に義務づけられました。その後我が国でも、化石燃料の使用抑制のため新エネルギーの導入や、省エネルギーの推進が求められて今日に至っております。そして現在、化石燃料の代替として新エネルギーの有効な導入方策に期待が寄せられております。本町では、平成17年度に、南部町地域新エネルギービジョンを策定し、2020年におけるCO₂排出量を1990年比で4.9%削減を目標に掲げまして、4つの重点プロジェクトを定めております。

1点目は、人々が集う観光施設への太陽光、風力、木質チップ、木質ペレット、廃食用油などの新エネルギーの導入です。

2点目は、地場産業の振興につながるバイオディーゼルの燃料などの新エネルギー導入。

3点目は、公共施設への木質ボイラー導入。

4点目は、住民の皆さんや事業者に対して、広報活動により新エネルギーの導入をお知らせをするというものでございます。

平成18年度に、重点プロジェクトのうち、公共施設への先導的な新エネルギーの導入に焦点を当てまして、重点化ビジョンとして木質バイオマスを活用したボイラーを役場法勝寺庁舎、天萬庁舎に導入することが効果的であるということを示した、木質バイオマス導入調査報告書をまとめております。これは公共施設からの導入を契機として、木質バイオマス循環システムの形成を目指し、地球温暖化対策、地域のエネルギー自立を目標とするものでありまして、南部町総合計画に示された、人々が自然と共生する循環型社会のまちづくりを実現するものであります。加えて、今年度はマニフェストにも掲げた、人と環境に優しい町づくりに基づき、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の補助金を申請し、先日、交付決定を受けております。より具体的な導入に係る調査を実施します。調査では、最新の技術動向を踏まえ、木質バイオマスの燃焼方式や、木質バイオマスの収集方法、事業を推進するための具体的な推進体制や財政面からも検討を加えることとしております。

また、御案内のとおり、国の補助金が復活したことや、県のグリーンニューディール政策を受け、本町では、南部町住宅用太陽光発電システム設置費補助金を設置し、システムを設置される方を金銭的にサポートすることにしております。

一方、今年度町内の小学校2校に太陽光発電システムの設置をいたします。このことは、地球環境の大切さと太陽の恵みを幼少期から教育することで、人と環境に優しい南部町の子供たちを育てることに寄与するものと考えております。

このように、新エネルギーをタイムリーかつ多角的にとらえることで、地球温暖化対策を通じて人づくりや環境保全へのアプローチをさらに強化していきたいと考えております。

次に、新型インフルエンザについてでございます。

南部町においては、特に平成20年度及び平成21年度当初予算におきまして、1つ、新型インフルエンザ備蓄品の早期対応。

2点目、小・中学生へのマスクの配付。70歳以上、独居高齢者と生活保護世帯へのマスクの配付、透析患者や妊婦さんへのマスクの配付。

そして、肺炎球菌ワクチンの補助。

4 点目として、防災コーディネーターの設置。

5 点目として、職員及び議員研修の実施などの諸施策を講じてまいりましたけれども、今回のインフルエンザ発生で、まさに、ずばり、施策が的中したと考えておりました、これはその後の対応において、県内では最も早く有効な対応を果たしてきていると、自負をいたしているところでもあります。サージカルマスクが店頭において品切れで国民が大騒ぎをしている状況がテレビで放映されておりましたけれども、よく御理解をいただけるものと思っております。

さてこのたび、6月15日夜8時30分、南部町内において、新型インフルエンザが発生しました。患者は40歳代男性で、6月14日午後7時フィリピンから関西国際空港に到着後、自家用車で帰宅、翌6月15日午前9時、自宅から直接町内医療機関を受診し、新型インフルエンザ疑似症の診断を受け、同日午後8時30分、PCR検査を実施したところ、新型インフルエンザウイルスが検出されました。患者は現在、感染症指定医療機関に入院中ですが、経過は順調で、接触者も経過観察中ですが、こちらにも特に症状はあらわれていないと報告を受けております。今回発生した新型インフルエンザは、御存じのとおり弱毒性の豚インフルエンザであり、季節性インフルエンザと類似していると言われております。しかしながら、国も県も当町も鳥のインフルエンザから派生する強毒性の新型インフルエンザを想定しておりました。したがって、今後は今回の弱毒性インフルエンザのマニュアルも策定することが喫緊の課題と認識をしております。そして、国や県などの情報を整理し、ことしの秋以降懸念される新型インフルエンザ第二波に向けた対策も急がねばなりません。また、いつ発生するかわからない強毒性の新型インフルエンザにも当然備えなければなりません。実際、ことしの5月、鳥インフルエンザにエジプトで子供たちが数人感染しております。今回の町内発生の課題は、患者が総合発熱相談センター、米子保健所を経由せずに、直接一般の医療機関を受診したことであろうと思います。現時点での今後の重要な候補としては、インフルエンザに似た症状の方は必ず総合発熱相談センターに相談していただくということの徹底と、引き続き正しい情報に基づいた冷静な対応をお願いをいたしまして、うがい、手洗い、マスク着用の徹底や、食料品などの早目の備蓄を示していきます。

また、各地域振興協議会に設置する防災コーディネーターが、これからさまざまな機会を通じて新型インフルエンザの脅威と防御策を説明していきます。このように、対策の基本は事前準備を含む平常時の対応と、発生時には感染を防止、抑制し、町民の皆さんの健康被害を最小限にとどめ、生活の安定を図っていくことを重要な課題であると認識をいたしまして患者の発生に備えてまいりたいと思っております。

病院の関係は、管理者の方からお答えをしております。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 病院事業管理者、三鴨英輔君。

○病院事業管理者（三鴨 英輔君） 病院の対応につきまして、回答をさせていただきます。

インフルエンザのウイルスは、ウイルスが人や動物の細胞に侵入するときの形によって、御承知かと思いますが、弱毒性と強毒性に分かれます。弱毒型は呼吸器や消化管の細胞のみへの侵入にとどまりますが、強毒型は全身の細胞へ侵入します。今回の新型インフルエンザは御案内のように、毎年流行しています、Aソ連型、A香港型と同じ弱毒性であります。しかし、だからといって安心はできません。世界じゅうで2,000万人ないし4,000万人の死亡者を出したスペイン風邪も弱毒性だったからであります。

日本海新聞に連載され愛読なさっている方も多いと思いますが、医学ジャーナリスト丸山寛之氏の健康歳時記6月5日の記事では、肺炎球菌ワクチンに関するものでしたので、議員の皆さんもお読みになった方が多いと思います。この中で、スペイン風邪の死者の95%以上はインフルエンザに伴って発症した細菌性肺炎が原因であったと述べておられます。抗菌薬がなかったスペイン風邪の当時では、細菌性肺炎による多数の死亡は避けられないことでしたが、抗菌薬療法が発達した現在、同じことが起こることはありません。しかし、インフルエンザ等で体力が落ちてくると、高齢者などは肺炎球菌による細菌性肺炎によって症状が重篤化、病状が著しく悪くなることですが、重篤化するおそれが高くなります。日本感染症学会が5月に発表した緊急提言では、65歳以上の高齢者、慢性呼吸器疾患、慢性心患者、糖尿病などをお持ちの方は肺炎球菌ワクチンを積極的に考慮してほしいと言っています。このたびの補正予算でも御審議いただきますが、この機会に御自分の安全対策として、ぜひワクチンの接種を町内医療機関で受けていただきたいと思っています。

さて、西伯病院のこれまでの取り組みであります。メキシコでの新型インフルエンザ発生を受けて、院内感染対策委員会の新型インフルエンザ対策会議を開催いたしました。対応マニュアルに沿ってリレンザ、タミフル等の備蓄品の確認、外来対応については通常、病院の3カ所の出入り口を1カ所とし、事務職員が感冒症状の問診を行うこと。院内に入られる全員にアルコール消毒をしていただくことなどを取り決め、病院内に新型インフルエンザを持ち込まない取り組みを始めました。5月の12日、第173回院内感染対策委員会では、県知事から依頼のあった発熱外来協力医療機関として、西伯病院も指定を受けること、並びに診療場所となる町健康管理センターすこやかなの現場確認を行い、入院病棟数などを確認、準備に着手しました。5月末で玄関での事務職員による問診は中止しましたが、その後も今日に至るまで院内に新型インフルエンザ

を持ち込まないよう努めているところであります。外来患者様や入院患者様の御家族などに入
り口の制限や手指消毒でお手数をおかけしていますが、皆さん大変好意的に協力いただいている
ところであります。今後も、現在も警戒態勢をとりつつ国や県の方針の動向に留意したいと考
えております。以上で答弁いたします。

○議長（石上 良夫君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 町長、病院管理者さん、それぞれありがとうございました。

では、早速に具体的な事柄についてちょっと質問させていただきたいと思います。

まず最初に、第1点目の職員の服務についての問題でございます。

まず最初に、先般全協の席で総務課長の御説明と、こたびの議会初日の担当課長でございます
前田和子課長さんから御説明いただいた分と、総務課長の説明がそごをしているというような形
になったわけでございますが、それについてどういうことでございますでしょうか、はっきり御
返答をお願いしたいと思います。もし間違っるとということなら陳謝していただきませんといけ
ませんし、訂正をしていただきたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 休憩します。

午前10時28分休憩

午前10時30分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 質問のとおりのことについて、ちょっと補足いたします。

総務課長の方の説明では、2月に請求された分については書類等完備して請求して、そのため
にさかのぼって13カ月分が支給されたということでございましたが、4月分の請求については、
私が理解が十分でなかったかもわからないですけど、何か年度をまたがったためにさかのぼった
形の請求はできないというやにお聞きしたように思うんです。ところが、新しく健康福祉課長に
なられました課長の説明では、年度には関係なく請求すれば出るんだというやにお聞きしたわ
けでございます。そういうことで総務課長との御説明がそういうことの食い違い、そごがあるよ
うに思いますが、どうでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。両方の課長にまたがることでございますので、町長の方からお
答えをさせていただきたいと思ひますし、これは初日に雑賀議員さんの議案説明のときにもお
答えをいたしましたけれども、受け付けによって違うというぐあいに理解をいたしております。最初

の2件については受け付けをしておいたと、したがって年度が越えてもさかのぼって支給はできると、後の2件について受け付けをしておらなかったということでもあります。したがって、最初の2件のように年度を超えてまで支給ができるというふうなことにはならなかったと。要は、年度ではなくて受け付けをしておいたかおらなかったかということに、そのことの正否がかかっておるといように理解をしていただきたいというように思います。

○議長（石上 良夫君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 失礼しました。私も若干食い違った形で理解しとったようで、申しわけございません。今は理解できました。受け付けのことだということをはっきりわかりましたので。

それから、県に進達書類に不備があったために、そのために請求ができなかったんだというようにお聞きしたわけですが、どういうものが実際必要で何が不足しとったかということ御説明くださいますか。

○議長（石上 良夫君） 健康福祉課長、前田和子君。

○健康福祉課長（前田 和子君） 健康福祉課長でございます。不足しておりました書類ですけれども、これは、お二人それぞれ違うわけでございますけれども、世帯の住民票、それから御本人が受給なさっております年金証書の写し、年金の額の入っているものの写し、あるいは、扶養、介護をなさっている方の、扶養義務者ですね、その方の所得証明、そういうものが不足をしておりました。以上です。

○議長（石上 良夫君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） ありがとうございます。

これについて、実際に書類は不備だったということについては、担当者を介して町民さんの方には至急提出するよというよな呼びかけとかそういうものの、何といいますか、段取りというものはなされたのでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 健康福祉課長、前田和子君。

○健康福祉課長（前田 和子君） 健康福祉課長でございます。初日の方でも御説明申し上げましたけれども、一般的には申請書を窓口の方に提出いただきましたときに不足書類を確認し、その場をお願いをしてるものがございますが、ちょっと時間が経過しておりまして、担当者本人がそのようにお願いしたように思うと言っておりますけれども、その2件の方につきましては、いや聞いていなかったよな気がするよというよなそういうニュアンスではなかったかなというふうに思います。以上です。

○議長（石上 良夫君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） そしたら、これも御説明いただいた事柄でございますが、実際に2名分合わせまして42万4,000円の和解金を払うように私は今説明を受けたわけでございますが、この42万4,000円というものは基本的にどういう形で捻出されるかということで、説明の中では御本人さんが弁済をしたいというようなお申し出があったというように聞いておりますが、ちょっとその辺をもう一度確認をさせていただきますませんか。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。予算では計上しておりませんが、本人から弁済の申し出を受けてるところでございます。

○議長（石上 良夫君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 御本人さんが弁済の意思を表明されたということでございますが、しかし、この事柄は組織として取り組んだ仕事でございますよね。そうしますと、ただ本人さんの不手際で、あるいは怠慢だとか懈怠による不始末だというように解釈してしまっていて、本人が弁済する意思があるからそれを受け取ればいいんだと、それをこの和解金の方に充てれば町としても全く実害も何もないから円満におさまるんだというような解釈のように今、私受け取ったわけでございますけど、果たしてそういうことでいいものでしょうかね。あくまで、私は先般19日の日に、もともとこういう事案については国家賠償法の第1条2項の中で、重大な過失であった場合にはそれを行政側は求償する権利があるというように言ったんですが、私は誤解があるといけませんので、あえてちょっと説明しときますが、これは、ただ単に町から求償権を発動してお金をお戻しいただいたものを和解金として払えばいいんじゃないかと、今申し上げましたように、基本的に組織として取り組んだということになりますと、一介の現場の職員さんのミスはすなわち最終的には管理者でございます課長はもちろんのこと、町長にまで累が及ぶものだと私は考えるわけでございます。そうすると、当然単なる現場のその職員さんが補てんをすればそれでいいということには私はならないと思いますが、その辺についてはどのようにお考えでございますか。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 国家賠償法の第1条にそういうことが規定もありますし、また、民法の方にも715条ですけども、規定がございます。どちらにおいても賠償の責任を明示していることでございます。私の方としましては、国家賠償法の関係はこの事案といえますか、こういうことではなくもう少し組織全体が、どう説明していいんでしょうかね、責任が重い、横領とかもうちょっと、どげっていいですかね、重大な案件といえますか、そういったところを想定をし

ておりまして、民法上の方で取り扱いをしたいというふうに考えております。また、申し出にも本人さんそういうことが申し出ていただいております。まだ、もう少し下の方でそういうことを処理してしまえばこの事件もわからないわけですけども、きちっと責任を持ってやっていこうということでございますので、その辺を御理解をいただきたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 今民法の関係で始末をするんだよというやにお聞きしたわけですが、ただ単に、先ほどもちょっと質問したんですけど、お答えがなかったもんで重ねてお尋ねしますが、これは管理者側の方の責任も私は当然責任が及ぶもんだと解釈するんですけど、その方の見解についてはどうですか。今のお答えでは担当者が償うからというやなお答えだったわけですけど、そうじゃなくって、管理者の責任も当然ついて回るんじゃないだろうかというのが私の考えでございます。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。国家賠償法で求償するといえば管理者の責任がついてくる。民法でやればついてこないというそういう仕分けではないというように私は思っております。事件の重大性とか与えた影響の大きさとかそういうことに応じて管理者の責任は国家賠償法であろうが、民法であろうがついて回るものであろうというように思っております。

それから、先ほど総務課長答弁しましたけれども、みずからが大変不始末を犯して町民の皆様にお迷惑をおかけして、そして、非常に深く反省して、二度とこういうことがないようにということしております。迷惑かけた分は当然私は弁償させていただきたいという、いわゆる常識ですよ、迷惑をかけたので自分の方から賠償すると、こういういわゆる人間の持つておる常識ということですから、私はあえて国家賠償法というようなものを持ち出さんでも、常識を法律にしてあるのが民法でございますから、民法の規定で、どうしても聞かれば、民法の定めによって損害賠償も受けるということでもあります。

それと、管理者の監督責任とかいろいろおっしゃいましたけれども、そういうことにつきましては、懲罰委員会におきまして直属の上司も責任を負っておると、処分を受けておるということでございます。

○議長（石上 良夫君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 今の町長の説明はわかったんですけど、じゃあちょっとついでにですけど、ついでって言った言葉悪いんですが、先ほど今の処分をしたんだとおっしゃったんですけど、担当課長がたしか戒告、それから、本人については1カ月減俸10分の1というぐあいに

聞いているわけでございます。これについて処分は量刑、量刑というか、処分が軽いのか重いのかということ、町長所見をちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。処分につきましては、重いも軽くもない、ちょうどいいというように思います。といいますのは、懲罰委員会を開催されまして、他の自治体でのこのような事案といったものの例を十分に参考にさせていただいて、このような結果を導いていただいております。私は適正な処分ではないかと、このように思っております。

○議長（石上 良夫君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） わかりました。とりあえず適正な処分だということを町長御説明なさいましたから、それは適正だということで結構でございます。ただ、先ほどの中で、あくまでやっぱり処分があったということは担当課長がそういう責めはあるということは、そういう今も言われたような弁済の部分についても私は全く今、町長は常識だとおっしゃったんですけど、私は常識という観点で処分を受けたということは要するに責任があったということだと思いますから、当然弁済の方にも関知されるのが普通じゃないかと思いますが、その点についてはお考えでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 私も詳しいことはつぶさには承知しておりませんが、こういう事件が起きたその内容をその職員からヒアリングをする段階で御本人から弁済の申し出があったというようなことございまして、あえてこれを国家賠償法の何条の規定によって弁済させるというようなことでなくてもいいのではないかと、このように思っております。

○議長（石上 良夫君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） ちょっと、質問を変えてみたいと思います。といいますのが、町長は一応こういうことの再発防止のためのいろいろな施策をおっしゃられましたんですが、現実的に過去に行政運営委員会ですか、それが開催されてきております。そのちょうど平成18年の過誤納の問題があった年に南部町行政運営審議会が開催された中で、担当課長さんの方からですか、専門員さんですか、からこの行政運営審議会さんの方に対しまして資料が出されとりますね。これは、平成19年の、18年じゃなくて19年の12月分だったんですかね。チェックリストというのがたしか出ておりますよね。南部町行政改革チェックシート一覧というものでございます。この中でその当時、行政改革審議会さんの方に説明なされた資料によりまして、事務処理マニュアルによる事務の標準化というものの中に、平成19年、20年、21年とその実績

等について報告がされておりますが、これ21年はもちろん実績がないわけですけど、経過なんですけど。その中で、こうして見ますと、健康福祉課さんについては、19年も100%できた、それから20年も100%という形でここに行革のチェックシート一覧が出ているわけですが、そういうことから考えると、こういう事項が発生するということは大変に疑問でもございます。ちなみに総務課長が我々全協の方に説明いただいたときにチェックシート、チェックシートというか、チェックリストというのですか、そういうものを提示されまして、これでこういうことを再発を防止するとおっしゃいましたが、それはいつできましたんですか。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。これは、この事案後に作成をしたものでございます。この事件を受けまして、改善するところはないかということを検討した結果、こういうものを作成をしたものでございます。

○議長（石上 良夫君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 今健康福祉課の関係でチェックリストをつくられたということの説明を受けたんですけど、もともと私が平成18年の過誤納の処理の後、一般質問等に続いて3回ぐらい質問させていただきまして、当時の総務課長さんの御答弁の中にマニュアル化はただいまやってるんだということも聞いてきたんですけど、実態として今聞きますと、何かこれは税務課だけのものじゃなくて、町長としてはさっき説明もありましたけど、全課で取り組むんだということをやってこられたはずでございますが、それが今ごろになってそういうチェックリストができたとは、大変腑に落ちませんし、それから今までの説明なされたことはどうだったんだと、全くペテンか詐欺にあったやな感覚で今私承ってるんですけど、その辺はどうでございますか。

○議長（石上 良夫君） 休憩します。

午前10時48分休憩

午前10時48分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） ちょっと誤解があるようでございますので。今、5月の全協でお知らせしました申請書の受付表でございますけども、これは今あります部分がまだ不備だったということで、このように改めて作り直して、こういう格好でさらに点検を深めるということで行っております。また、そのチェックリストそれとマニュアル等につきましては、それぞれの課

で対応するようになっております。そういったものがございますので、これとそれとはちょっと別に、それはそれでその担当課がつくりませんが、この事件を受けまして、今あるものを見直したということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） ちなみに今総務課長の方から御答弁もらったわけですけど、本来はあの事故が発生した直後に全課でそういうものを作成されてるというふうにお聞きしとったわけでございますが、ちなみに今現状の中では、じゃあそれぞれの課の中にそういうマニュアル化されたのが整備されておるわけでございますか。再発防止に関係するようなマニュアル化ってありますか。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 基本的にはできておりますが、部分的にはまだ不備な部分というのがあるように聞いております。

○議長（石上 良夫君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 部分的にはまだできてない部分もあるかもわからんというやな御答弁なんですけど、私の手元にあるこのチェックシート等から見ますと、この事務処理マニュアルによる業務の標準化によりますと、もう全課100%今達成していらっしゃらなければならぬわけでございますから、まだ不備だどうだこうだなんて、そんな今さらに四の五の言われるようなことじゃ通用せんと思いますよ。

それから、もう一つ私はお尋ねしてみたいと思いますが、こういう事故が発生することの大きな原因が、職員間の十分な連携ができてなかったんじゃないかと私思うんですよ、正直言いました。その中で、本来は業務に入る前に私はあくまで自分の想像なんですけど、やっぺらと思っぺらと思うんですけど、朝の朝礼等で職員さん等についての周知徹底というものは図られておられますか、今現在。これは担当課がどうこうじゃなくて、すべての課において今どういうお仕事をなさっぺらいますかということで、朝の朝礼についてお尋ねしとるところです。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。朝の朝礼等でその連絡等につきましては、行っております。

○議長（石上 良夫君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 今担当課長の御答弁いただき、総務課長も御答弁いただきましたが、今後は絶対こういうことが二度と起こらないものだと思って私は確信します。絶対職員の仕

事の中では指導、監督徹底されると同時に、しっかりとした連携を密にしてこういう問題の再発を管理してほしいと思います。

それから、時間がなくなりましたので次に進みます。時間がないものでえらい申しわけございませんが、2番目の新聞報道に出ましたのところにについては抜かせていただきまして、3番目と4番目に質問を移らせていただきます。順番は飛びますが、とりあえずインフルエンザについてお尋ねしてみたいと思います。

今、るる町長、あるいは病院管理者の方からも御説明をいただいたところでございまして、十分な対処はしてるということを私は思ったわけでございますが、ただ実態として、先般鳥取県内で2例目の発生した事案の処置の問題でございますが、本来なら町長といいますか、町の方もしっかり広報関係もし、ずっとインフルエンザの対応についてはやっぴらっしゃることは私は知っていましたが、結果的に発熱相談センターの方に連絡もないままに、いきなり診療所の方にお越しになったために大変に町内が混乱を来したわけでございます。その辺について十分なことはやったけど、それにもかかわらず、こういうことになったんだと言われればそれまででしょうけど、やはり私は、大変重要なことだと思いますので、やっぱり今後の冬場に向かって、場合によっては強毒性に変わるかもわからないという実態でございまして、今の弱毒性のインフルエンザとは違って、場合によりましては今度は命にかかわる問題になってくるわけでございます。ですからやっぱり、大変重要でございますので、その辺はやはりしっかり町民さんに親切心といいますか、周知徹底を図るということで、ただ放送をしたり広報をしたからそれで終わりだということでないような、本当にやっぱりある程度の理解をいただけるような形での広報をお願いしたいと思います。

それから、肺炎球菌のことについてちょっと病院管理者の方からもお話が出ましたので、ちょっとそれについてもお尋ねしてみたいと思います。

この肺炎球菌の予防接種といいますか、接種をしたいというようにちょっとお聞きしたわけでございますが、これは、全町民さんが希望すれば全町民に接種するお考えでございましてか。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。インフルエンザの関係でちょっと私の方から答弁をさせていただきたいと思っております。

この方が結果的に相談センターに行かれずに、町内の診療所に行かれたということでございますけれども、実はその前段がありまして、関空の検疫所で検疫に携わった医師が39度の熱があったけれども、これは新型インフルではないのではないかと。いわゆる、フィリピンからの帰国

だということで、マラリアやデング熱などの感染症を疑って新型インフルではないということで判断されて入国されたということでございまして、まだ本人にお会いして聞いたわけではないのはっきりわかりませんが、これはそういう検疫で扱いを受けておられたので、自分は新型インフルだとは思わずに町内の診療所に行かれた可能性が私は高いのではないかと考えております。新型インフルだということならば、きっと相談センターの方に御相談をいただいていたのではないかというように思うわけですし、その辺が詳しく伝わっていないわけですが、この朝日新聞にはそのように詳細が報じられておまして、発熱を把握しながら検疫をすり抜け、後に新型インフルの感染が確認されたのは初めてだということでございます。誤解がないように一つ申し添えておきたいと思っております。

それから、肺炎球菌についてはこれは70歳以上の方の予算の範囲内で応援をするということでございます。これはことしの4月からの予算で議会の方でお認めをいただいたものでございます。

○議長（石上 良夫君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） ありがとうございます。もうちょっともう一度インフルエンザの関係ちょっと確かめますが、この夏場が過ぎてまた秋になれば、このインフルエンザがさらに強毒性のものになる可能性もあるということは、新聞等でメディアを通じて報道されておまして、私も懸念するところなんですけど、その辺について、これはだれも予測がつくというやなものではないというのはよくわかるんですけど、担当課長なり、あるいは病院管理者の方で、今後のこういう事柄についてしっかり対応すると今御説明聞いたんですけど、南部町の取り組みの中でぜひともそういうことのないようにしてもらうためには、検疫も大事なことなんですけど、感染防止ということももちろん当然のことでございます。その辺について、病院事業管理者さんと担当、健康福祉課長さんの感覚の中で、それらは本当に一生懸命取り組んでいただくということは期待はしておりますし、やっていただけたらと思っておりますが、もっと何か思われるやなことがあったらちょっと御説明いただけますか。どういう形で強毒性のインフルエンザになるかもわからないものについて対応したいと、そういうことにならないようにしたいというお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 保健対策専門員、櫃田明美君。

○保健対策専門員（櫃田 明美君） まず、肺炎球菌ワクチンについてでございますが、先ほど町長の方から70歳という答弁がございましたが、予算の方では75歳以上の方っていうふうにしておりますのでよろしく申し上げます。これは、この肺炎球菌ワクチンが一生に1回しか接種で

きないというふうに関日本法律では決まっております、おおむね有効機関が5年程度というふうに言われているものですので75歳以上の方を対象に接種を計画しております。

それから次に、今後新型インフルエンザの予防対策についてのお尋ねですが、先ほど町長の方からの答弁にはございませんでしたけども、健康福祉課といたしましては、ことしの1月から2月にかけて、いきいきサロンの方に世話人さんに全集落通知をさせていただきました。ということで健康相談、健康教育に出かけたわけですが、受け入れをしていただいた集落が約40集落ございまして、その場に出かけて直接新型インフルエンザについての予防対策なり、発熱相談センター等についても、受診方法についてもパンフレットをお配りして直接町民の皆様にお話をさせていただいたところでございます。

今後につきましても、行政無線や広報もしておりますが、できるだけじかにそういう機会を持っていきたいというふうに考えております。

例えば、大国の地域振興協議会の方では7月10日に保健所の先生を迎えまして、今年度の健康講座として新型インフルエンザについて地域で予防しようというふうな計画をしております。

また、新しく対応マニュアルが実は先日変わりましたので、重症化の方にシフトしていくというふうな国のマニュアルも今変わってまいりましたので、そういうことを含めまして時期を見て健康福祉課としましては健康増進員さんを対象とした研修会なりを今後開催をして、より地域の皆様に予防策を、一人一人の方に知識を持っていただくということが一番の対策と考えておりますので、そういう面で力を入れてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 病院事業管理者、三鴨英輔君。

○病院事業管理者（三鴨 英輔君） 病院はあくまでも医療機関であります。ですから県なり町と絶えず連携をとりながら感染症発生しないように努力をします。今回の新型インフルエンザの対応につきましても、御承知かと思えますし、またここで回答しましたように、4月の終わりにすぐ窓口を、出入り口を1カ所にして、そして事務職員が9名、朝7時半から夜の5時まで当番できちんと患者様の手洗い、手指の消毒、それから発熱状況を確認して、ちょっと高い人にはマスクを提供するという対応を先にしましたし、それから、こういった問題が起きたときにすぐ職員に対してもマスク、消毒薬のあっせんをして、かなりの職員が当然のことですけど、自腹でそういったものを確保して、安全対策に努めたということと、それから安全会を持っておりまして、小委員会と大委員会を持っておりまして、必ず毎月あるいはこういった問題が起きれば速やかにこういった会議を持ちながら、また町とも連携をとりながら医療に取り組んでおるとい

が実態でございます。今後もこういったものを十分努力してまいりたいと思いますし、また住民の皆さんも十分こういった状況を防災無線等でしっかりと確認して、モラルといいますか、道徳心といいますか、皆さんに迷惑がかかるものでありますので、そこもしっかりと自分自身が確認し、対応していただきたいものだと思っておりますし、願っております。以上です。よろしくお願い申し上げます。

○議長（石上 良夫君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） ありがとうございます。今御答弁をお聞きしますと、大変に力強い御答弁でございましたので、町内にそういうインフルエンザの感染が拡大するということはないだろうというふうに私も確信するところでございます。

それでは、町内でこのインフルエンザの対策協議会が5回対策会議が行われたようでございますが、内容的なものをちょっとお聞きしてみたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。例えばどういうことを協議なさったとか、議事録とかそういうものをちゃんととっていらっしゃると思うんですが、どうでございますか。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 新型インフルエンザの本部会議の第6回の資料が今手元でございます。これで経過等につきまして、まず発生から広報を充実をさせるということ、それからマスクの配付を決めたこと、それから町に相談窓口を設置すること、これは健康福祉課の中ですけども、学校や保育園の保護者あてに対応案内文書を配布すると、それから、町内企業の外国人に対しまして、外国語でのパンフレットを配って気をつけていただくというようなこともしております。それから、県内発生になりまして、マスクの着用を決めてもいただいております。それと小学校や保育園の休校の基準、それを決めてもいただいております。以上のようなものを協議をしていただいて、まだ小さなこともありますけども、適切な対応をとっていただいております。

○議長（石上 良夫君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） ありがとうございます。えらいあちこちに質問が飛びまして恐縮でございますが、若干時間もあるようでございますから、バイオマスタウンについてちょっとお尋ねしてみたいと思います。

町長が町としてのバイオマスタウンの取り組みは従前からやっているんだということはもちろん報告も聞き、私も知っているところでございますが、これで決して十分でないことはもちろん町長も御承知でございます。前向きな形でバイオマスタウンに取り組んでいただいて、町民の福祉増進につながるような形、それから健康につながるような、あるいは地球環境にも優しい町づ

くりということも町長も掲げてもらっていますので、ぜひとも前向きな形でプロジェクトの方を立ち上げていただいて、万全の体制を整えてくださいということをお願いして、私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。先ほど赤井議員の御質問に対する御答弁の中で、肺炎球菌ワクチンの接種の年齢について70歳と言ったようでございますけども、75歳でございますので、申しわけございません。訂正をしておわびを申し上げます。

○議員（7番 赤井 廣昇君） どうもありがとうございました。

○議長（石上 良夫君） 以上で7番、赤井廣昇君の質問を終わります。

○議長（石上 良夫君） ここで休憩いたします。再開は11時25分とします。

午前11時10分休憩

午前11時25分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

2番、仲田司朗君の質問を許します。

○議員（2番 仲田 司朗君） 議席2番、仲田司朗でございます。

それでは、石上議長の御指名をいただきましたので、一般質問を行いたいと思います。

まず最初に、西伯病院の平成20年度の決算状況並びに今後の病院経営についてお伺いいたします。決算内容の詳細については9月議会にて詳しくされと思いますので、ここでは決算内容の個々のことについてはお尋ねいたしませんので、あしからず御了承ください。

私は、20年度が終わり、21年度がスタートしてまだ数カ月足らずでございますので、20年度の反省に立ち、新たに改善できるものがあれば今からでも取り組んでいただきたいということを思い、ここに西伯病院もっと頑張ってもらいたいということを思い、一般質問をさせていただくものでございます。

御承知のとおり、平成17年10月から新病院として業務を開始され、総工費約50億で運営しておられるわけでございます。そして、入院の病床数は198床のうち、一般病床、急性期病床42床、療養病床57床、うち医療療養28床、介護療養29床、精神病床99床、うち痴呆性病床20床で病院経営を行っておられ、建設計画をなされておるところでございます。しかし、建設年度の当初計画数値と各年度の決算数値を見ると、年々収益も患者数も減少しているのでは

ないでしょうか。

確かに、町内で新しく診療所が建設され、患者さんが西伯病院から診療所に流れて患者数が減少したという患者動向の変化や医師の臨床研修医制度の余波により、勤務医不足がこの西伯病院にも影響して、診療科の増員要望にも対応できなかったり、小児科医師の退職補充もできなく、やむなく小児科の診療科を休止しなければいけなかったことも病院経営を圧迫したことの要因の一つだと思いますが、一時的には患者数が減少したかもしれませんが、年々減少していくのはなぜかという原因をお聞かせ願いたいと思います。また病床利用率、外来1日当たりの診療科ごとの延べ患者数を教えていただければ大変ありがたいと思います。そして、その原因を踏まえて、このたびの公立病院改革プランではどのように反映されているのかお伺いいたします。

私は、西伯病院は黒字を出しなさいというものではなく、プラス・マイナス・ゼロの経営ならいいと思っているわけでございます。しかし、建設費の本体部分を償還利息しか支払っていない現在の状況では、赤字体質なのはいかなものかと危惧いたしておるところでございます。建設費の本体部分の償還金と償還利息を支払う年度になれば、もっと経営が苦しくなるのではないかと考えているわけでございます。減価償却を伴わない収支が黒字になっているので、経営が健全ではないかという考えはいかなもののでしょうか。減価償却を含んだ中で病院経営がどうなるのかということが基本的な考えと思いますが、いかがでしょうか。確かに、赤字決算になったからといってすぐ大騒ぎするものではございませんが、経営感覚を持って、医療事業として収益が上がるためにはどうしたらいいのか常に原因を考え、経営感覚を持って取り組んでいただかなければいけないのではないのでしょうか。また、国から地方交付税が小泉内閣の三位一体改革の方針で年々減少してきましたが、20年度は医療に対する地方交付税の見直しとなり、一時的ではありますが増額になっていますが、これから先、地方交付税は大きく増額することは余り期待しないのではないかと私は思いますが、御所見をお伺いいたします。また、入院病床の介護療養病床が2012年に廃止になるようになりませんが、その病床をどのように転換されようとしておられるのかお伺いいたします。

急性期病床に転換すれば、おのずと看護師を追加募集しなければいけなく、病院経営がより厳しくなってくると思いますが、どのようにされておられるのかお伺いいたします。それに伴い人件費の増大が予想されることはもっと厳しい経営を余儀なくされると思います。確かに先ごろ発表になった公立病院改革プランにはそれを含めた計画と思いますが、これでよろしいのでしょうか。病院経営は国の制度や運営基準や方針並びに診療報酬の改定等で大きく変わります。そのため、いち早くアンテナを立ててキャッチし、すぐ対応しなければ、収益を上げることはできません。

西伯病院の経営が絵にかいたもちにならないために、公立病院改革プランにきっちり対応していただきたいと思います。累積赤字のない経営体質になるように取り組んでいただきたいと思うわけでございます。

次に、総務省が推進しております定住自立圏構想の当町の取り組みについてお伺いいたします。

人口減少社会の到来、地方分権改革の推進など、地域を取り巻く環境の変化を踏まえ、地方自治体、住民、企業等の協働により、教育、地域力を高める取り組みを支援する施策を一体的に展開する一環として総務省が提唱している施策の中に、中心市と周辺市町村が協定を締結し、相互に連携することにより、中心市と周辺市町村により形成する圏域ごとに生活に必要な機能を確保し、人口の流出を食いとめる方策を検討し、推進するものとして定住自立圏構想の推進があります。そして、それを受けて本年4月30日に中心市宣言を米子市が発表いたしました。まだ具体的に定住自立圏共生ビジョンが作成していないのかもしれませんが、米子市に隣接する当町といえども、推進施策に当町もタイアップして取り組んでいかなければいけないと私は思いますが、町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

南部町も一緒になって取り組んでいくためには、定住自立圏形成協定を締結し、規定で取り組む施策について定住自立圏構想の3つの視点として、生活機能の強化の中には、医療、福祉、教育、土地利用、産業振興。2番目として、結びつくネットワークの強化には地域公共交通デジタルの、あるいはICTインフラ整備、道路等の交通インフラの整備、地域の生活者、消費者等の連携による地産地消、地域内外の住民との交流、移住促進、結びつくネットワークの強化に係る取り組み。3番目として、圏域マネジメントの能力の強化の中に中心市等による人材の育成、中心市等における外部からの行政及び民間人材の確保、圏域内市町村職員等の交流、圏域マネジメント能力の強化に係る取り組みがあり、その中から具体的な取り組みを1つ以上規定することになっておりますが、当町はどこに重点を置こうとしているのか、その取り組みについてお聞かせ願いたいと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 仲田議員の御質問にお答えをしております。

病院の関係については管理者の方から答弁をいたしますので、よろしく申し上げます。

定住自立圏構想の3つの視点のうち、南部町はどこに重点を置こうとしているのかという御質問でございました。定住自立圏構想とは、中心市の機能と周辺市町村の機能が協定によって有機的に連携し、定住のための暮らしに必要な諸機能を総体として確保するとともに、自立のための

経済基盤や地域の誇りを培い、全体として魅力あふれる地域を形成していくことを目指すということをも目的にいたしまして、平成20年度に総務省より示された地域振興のための構想であります。ちなみに、この圏域には定住や自立についての事業を対象に、国の助言や支援を受けることができることとなっております。

この構想に基づき、米子市、松江市、境港市、安来市、東出雲町の4市1町が定住自立圏構想団体として決定を受けております。その中で人口が5万人以上で3大都市圏の区域外であるなどの要件を満たした米子市と松江市が中心市の認定を受け、去る4月30日に中心市宣言を公表されたところであります。これら中心市は、今後通勤や通学、経済活動などのつながりを持つ周辺市町村とそれぞれ協定を結び、圏域の拡大を進める計画があるところであります。

議員御質問の3つの視点とは、その協定のメニューであると理解いたします。本町に隣接します米子市が公表された中心市宣言によりますと、3つの視点の第1は、生活機能の強化にかかわる政策分野であります。具体的内容としては、医療、福祉、教育、産業振興などがあります。第2は、結びつきやネットワークの強化にかかわる分野です。この中には地域公共交通、道路など、交通インフラの整備などがあります。第3は、圏域のマネジメント能力の強化にかかわる政策分野です。内容としましては、職員交流、中心市における人材育成などがあります。中心市である米子市の周辺自治体は、定住自立圏に加入を希望した場合、以上申しましたメニューのいずれか、または複数について、米子市と協定を結ぶこととなります。これらのメニューは本町にとりましてはいずれも重要な施策の一環として位置づけるべきものと考えますが、現在定住自立圏を構成された4市1町につきましても、その圏域内で中心市とそれ以外の自治体での協定もいまだ結ばれていない状況でありまして、今後その動向を注視するとともに、南部町にお住まいの皆さんにとって最も有益な協定は何かということを見きわめてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 病院事業管理者、三鴨英輔君。

○病院事業管理者（三鴨 英輔君） 仲田議員の質問にお答えいたします。

まず、平成20年度の決算状況は、経常収支では前年度と比較して2,100万円ほど改善し、減価償却費などの現金支出を伴わない経費を除いた資金的収支は5,600万円の黒字計上となっております。しかし、議員のおっしゃるように経常収支が黒字というのが理想でございます。事業収益は入院収益、他会計補助金などの増加により、対前年比で5,900万円増加しています。一方、事業費用は給与費の増加などにより3,800万円増加しています。対前年比の延べ入院患者数は420人増加し、延べ外来患者数は1,030人減少しています。外来患者数の減

少は小児科の休診等が大きな要因として上げられます。決算内容の詳細につきましては、決算監査を受けた後の9月定例議会で報告させていただきます。

今後の病院運営ですが、安心安全な地域医療、健全な病院経営をしながら、継続的に提供しなければなりません。そのため、本年3月に外部コンサルタントを活用し、全職員参加によって策定しました西伯病院改革プランに掲げる医療の質の向上と経営効率化計画を着実に実行していく必要があります。改革プランは目標値、施策、担当などを患者様の視点、経済効率の視点、業務改善の視点、人材育成の視点から各部門ごとに積み上げたプランであります。特に医療の質の向上では、来月から鳥取大学医学部との電子カルテ相互参照事業がスタートいたします。病院間での相互参照は全国で初めてであります。このほか、職員は学会や研修会、専門資格等に挑戦しながら、努力をしております。病院の各部門ごとに改善目標を設定し、改革に取り組むチャレンジ2009もスタートいたしております。また、本年2月には、医療、学識経験者、住民代表者、福祉・行政関係者9名による西伯病院のあり方協議会を設置し、今後の運営について協議検討いただくことにしております。今一番大きな病院にとって最大課題は、医師不足問題であります。医師あつての病院、いずれにしても病院の運営、経営には医師不足が大きな影響を与えますので、医師確保に苦慮をしております。

次に、病院建設当時の経営見込みと平成20年度との比較との御質問ですが、常勤医師16名の診療体制も予定をしておりましたが、平成20年度の常勤医師は11名、残念ながら医師不足が全国的に深刻な社会問題となっております。御理解を賜りたいと思います。及ばずながら本年4月、内科医師1名を招聘いたしました。今後とも努力してまいります。

以上でここでの答弁とさせていただきます。

○議長（石上 良夫君） 2番、仲田司朗君。

○議員（2番 仲田 司朗君） どうも御答弁ありがとうございました。

まず、先ほど町長の方から定住自立圏構想の取り組み方について御報告いただきまして、私が考えているものも同じようなものじゃないかなと思いますが、まず定住自立圏構想については、先ほどもお話がありましたように、まだ具体的なものが出ておりませんので、ぜひこれは私の方もお願いしたいという要望でございます。

食糧自給率を高めるために地産地消というのが発展される中で、生産の場である農村と消費する都市とを融合させた循環型の地域づくりというのが推進されつつあるわけでございます。その中で都市においては人口の集中、山間部については過疎というような状況になって、かえって産業構造も変わってきたりして余計拍車がかかるんじゃないかという危惧されるところもあります。

が、それをしないための取り組みというものが今後必要になってくるんじゃないかと思います。ですから、循環型の地域のとらえ方、そしてともに手伝い、支援していけるような共同社会というものをつくっていくようなシステムづくりが今後取り組む中で必要になってくるんじゃないかと思うところでございます。ですから、医師の派遣だとかバスの共同運行だとかあるいは農産物のブランド化の事業とかそういうものも必要になってくるのではないかと思いますし、一番必要なのは、その圏域の中で職員の相互交流というものがやっぱりこれからメインになってくるのではないかと思うわけでございます。いろんな知識を大いに持った方に集まって、その地域だけじゃなくて同じ圏域の中での取り組みというのがこれからいろんな発想があってしかるべきじゃないかと思いますし、そういう発想の中で町づくりをしていただきたいというふうに思うところでございます。これは私の要望でございますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから次に、西伯病院のことについてお話をさせていただきたいと思ひます。先ほども私の方で話をさせていただきました、まず償還の問題が出てくるわけでございますが、新しく建てるとおのずと5カ年の据え置きということで、平成21年度、資料から見ますと、建物だけの元金償還が890万、22年度が6,680万、23年度からは1億2,000万近くのもので、これは建物だけの償還で利息は別でございますが、そうして後に今度は電子カルテ等がまた古くなると、新たな今度は機械を購入し、そしてまた減価償却を行っていくというようなものになってくるわけでございます。そうすると、どうしても償還のための事業という格好になってくるわけですね。ですから、先ほどもお話をいただいたわけでございますけれども、収益事業というものを考えていかなければいけませんし、そして経費が増大する、その中で2012年からは介護療養病床の廃止というものがもう既に国から打ち出しておりますので、今からどういう格好で療養病床を転換し、転換するためには一般病床にするならする、そのためにはベッド数を何床にし、内装をどういふぐあいに変えていく、そうするとそこでおのずとまた工事費がかかってくるわけですね。ですから、あわせて同時に施設基準の中で看護師の職員数をふやしていかなければいけないという問題が出てくるのであります。ですから同じベッド数を198床そのまま維持すればそういう格好になりますし、減らすということになるとまた収益も減っていくというような問題になってくるわけでございます。ですから、その辺のところも考えた経営のあり方を、2012年になるからどうこうじゃなくて、今からそういう方向でやって、具体的に今何をしなきゃいけないか、そしてその中にはドクターも看護師も、そしてスタッフとあわせて今考えてはおられると思ひますけれども、どういう格好で進めていくかということは今からつくっていかなければ、1年前からこうなりますよ、どうしようじゃなくて、取り組まなければいけないじゃない

かなと思っておるところでございます。

確かに、先ほど言われるように常勤の医師がどんどん減ってきているという状況の中で、そうすると診療部門が少なくなる、おのずと対応できないということになると、じゃあどうするのかという話は出てきます。病院経営の本来の目的というのは、どういう病院を目指していくのかという将来像があるべきであります。確かに理念がありますけれども、それにのっとって、今患者さんにとって望まして医療というのはどうあるべきかということをやっぱり打ち出していかなければ、私はそれが結果として収益に上がり、そしてプラマイ・ゼロでもできるようなやり方というのが仕掛けが必要になってくるのではないかと思うわけでございます。ですから、ぜひそういう経営改善の取り組みの姿、あるいはどういう格好でそれをするかということにつきましては、看護職の方あるいは専門的な方の協力がなければ、私は、経営の方針というんですか、そういうものはできにくいじゃないかなと思うところでございますので、ぜひその辺について今お考えのことがあれば御報告いただければと思うところでございます。

○議長（石上 良夫君） 病院事業管理者、三鴨英輔君。

○病院事業管理者（三鴨 英輔君） ありがとうございます。療養病床のあり方については、あれを既に介護療養病床が全部で57床あるわけですが、それを、29床あったものを今20床にして、そして医療療養28床あったものを37床にして、早目のこういった病院の対応に努めておるとというのが1点。それから経営のことでありますけれども、借金をして、30年間で返済をしておるわけであります。機械類につきましては5年償還ということでもありますから、今3年たって4年目ですか、これ2年ほど先になれば元利金が減っていくということでもありますし、それからこの元利金の償還46億円、国から借りておるわけですが、この元利金の償還22.3%は国から毎年見ていただいております。それから償還金の利息半分は県から交付金をいただいてやっております。ですから、こういった支援をいただくから回っていくということが一つございます。それから利潤追求だけを考えれば、もっと楽な経営ができますけれども、西伯病院は地方公営企業法という経済性とそして福祉の増進という経営に反するそういった地域住民にサービスといたしますか、配慮する活動をしなければいけないということでありまして、お医者さんも県あるいは全国の講師に呼ばれます。看護師も高度な資格を取って、全国にあちこち呼ばれて出張します。こういったものが思わぬ経費でもありますし、残った職員でフォローしていかなといけんというようなこともありますので、これが西伯病院の私は知的財産でもあるし、力であるのではないかなと思います。

地方公営企業法では、確かに経常黒字というのは大事ですけども、資金ベースで黒字であれば

よしというか、それを予算化して使ってもよろしいということでもあります。そこをしっかりと理解をしておいていただくと、例えば役場が建物を建った、そうすると減価償却をして、30年先建てかえるときにその積立金で建てかえるかということそうではないわけでありまして、それと同じことで、病院経営というのは個人経営と違って、決算月に当然償還金と利息を関係機関にきちんとお返しをする、それゆえに減価償却をして、将来に健全経営するように内部留保せえという部分であろうかと思えますけれども、それはその中で使ってよろしいということがきちんと出ておりますので、累積赤字をどんどん出していくというのはよくないことでもありますけれども、公立病院というのはこういった傾向の強い部分であります。

ありがたいことに、今のところは医師も不足しると言いながら基準には沿った医師を確保し、また鳥大からも支援をいただいております。それから看護師等技術スタッフも当初は公募してもなかったわけですが、ことしは大変多く来ていただきまして、薬剤師、看護師、そして精神福祉士とか社会福祉士、こういったしっかりした資格を取った職員をきちんと確保ができました。こういった者も大事に育てながら医師を中心に、患者様を中心にしっかりとした病院にしていきたいと思っております。

改革プランできちんと報告しましたようにやっております。これをきちんと実行していくということが大事かと思いますが、先ほども言いましたように、本当に医師がもっとおっていただければ、もっと楽な経営ができるなと思うわけですが、実際には電子カルテを持って出られた先生、これの影響、それから小児科の先生が自分の責任、患者さんを集めん、経営にも影響しとるといような場合もありまして、決してそうじゃないわけですが、そういう思いがありました。それから精神科の先生が米子にクリニックされると、いろんな部分で私の方から優秀な先生が出られ、この影響が幾らか引きずっておるということになりますけれども、ありがたいことに大変住民の皆さんに信頼をいただいて、そして曲がりなりにもこういった前年に比べて幾らかのいい数値が出ておるということでもあります。どういう時代が来るかわかりませんが、ひとつ温かく病院を大事に信頼していただいて利用していただくというのは、住民の皆さんには信頼して病院をしっかりと使っていただく、予防、治療に使っていただくということが健全経営の根元だろうと思っております。いずれにしても、町と連携をとりながら間違いがない方向性で病院運営していきたいというぐあいに思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（石上 良夫君） 2番、仲田司朗君。

○議員（2番 仲田 司朗君） どうもありがとうございました。ただ、先ほど管理者の方から言われた中に、ちょっと公営企業だから赤字を出してもいいというような話もありましたけれども、

私も先ほども話をしましたように、黒字を出せないというわけではない、プラマイ・ゼロならいいんだということを私は申し上げた次第でございます。そのためにこういう今の改革プランというものがなされながら、その中で平成22年度から黒字ベースになりますよということで、プランをつくられたものと私は思っております。そのためにも、患者数が前よりはふえていきます、入院の病床利用もこういう格好で上がりますということでございますので、だから具体的にそれを、じゃあどの診療科がどのようにふえていくのか、やっぱりその辺のところはしていかないと、ただ、ふえるんじゃないか、あるいはこういう格好にしようという格好でのプランではだめなものでございます。ですから、今もう既に21年度スタートしておるわけで、昨年度よりも収益も見込んでおられますし、22年度は21年度よりも多く見積もっておられるわけでございます。そして患者数もふえているという状況であります。そしてそこで病院が地域の病院として信頼できる医療ができるような提供の場になるためにも、多くの方に来ていただけるというのが私は必要ではないかと思うわけでございます。ですから、その辺でもう一度管理者の方に今年度21年度からどう具体的に患者様にきていただける方法、施策、そしてどうやっていくのかということをお聞かせ願えたらと思うところでございます。

○議長（石上 良夫君） 病院事務部長、陶山清孝君。

○病院事務部長（陶山 清孝君） 事務部長、陶山でございます。議員の方から、西伯病院が本年から取り組みます病院の改革プランについて具体的な取り組みの方針をもう少し聞かせてほしいということで御質問でございますので、さらに詳しい数字を上げて御説明したいと思います。

今、20年度の数字が出たところでございますが、決算等でまた詳しい説明を今後させていただきます。粗い数字で申しわけありませんが、外来で対前年比98.4%、入院で100.6%、ちょっと言いますと、入院は改善が見られましたけれども、外来につきましては若干1.6ポイントほど下がっております。これは管理者の方が申し上げましたとおり、昨年小児科がなくなったということ、小児科のお客様が、外来患者でございますけれども、1,215名でございます。この影響がそのまま落ちたというぐあいに考察しております。

対策でございます。対策につきましては、この改革プランにのっかって本年からスタートしておりますことを着々とやっていくということが一番だというぐあいに思っております。外来患者様の増に対しましては、やっとならざるを得ないけれども、内科医師の確保ができて、5名体制ができました。これに対しまして、内科の外来患者をふやしていくということが1点、それから重度認知症デイケアの利用者の増加を考えております。県から指定を受けました認知症疾患医療センターがこの4月からスタートいたします。認知症は、高齢になられますと皆さんがその脅威

というものは必ずあるわけでございまして、その中核点としてこの病院がありますし、また各診療所等のサポート等を行っていく、そういうことで利用者の増加を図っていくというのを考えております。精神デイケアだとか、特に外来患者様の個別リハビリというものが近年伸びてきております。こういう点を将来伸ばしていきたいと思っております。

これは極めて小さいところでございますけれども、あくまでも西伯病院の精神というんですか、理念というものは、私どもここに名札の後ろに持っておりますけれども、地域住民への安心の提供でございまして。地域住民の皆さんが安心していただけないような病院であれば、これは存在意義がないわけでございまして、それに対してこれまでも、またこれ以上にも増してそれを追求していきたいと思っております。

もう1点、介護療養の転換のことについて言われました。先ほど管理者の方も申しましたように、これは医療療養型に転換を計画しております。現在既にこの4月から転換を進めておりました、介護療養を20床に落としております。23年の4月には介護療養をなくして医療療養型に持ってくると。こうしますと、西伯病院はおかげさまで病床のスペース、それから施設等も十分になっておりますので、看護職員をふやすことも、また大きく減らすということもなく移行できるというぐあいに思っております。一番の問題点は医師でございまして。医師は病院の医療のエンジンでございまして、現在歯科を除いて11名、11基のエンジンで20億の医療をやっておるわけでございまして。これが1機でも欠けますと既に運転が停止したり、今現在の198床、外来患者様の医療というものに大きく影響します。ここをどうやって確保し、安心の医療を提供していくのかということが一番の課題でございまして。どうぞ御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 2番、仲田司朗君。

○議員（2番 仲田 司朗君） どうもありがとうございました。私も若干かわりはございましてけれども、ただ、先ほども言いましたように、西伯病院は自分たちの病院であるという町民の皆さん方が気安く何かあったときにすぐ受診ができ、あるいは相談もできるような診療体制、あるいはそういう格好の病院でなければ、私は先ほど言われるような西伯病院の理念には合致しないものじゃないかなと思うわけでございまして、そのためにも町内の皆様ばかりではなくて、実際町外の方も来ておられますけれども、やっぱり西伯病院は自分たちの病院であることを町民の皆さんも理解していただくと同時に、そして多く受診できるようなシステムというか、そういうものをしていかないと、自分たちの税金でつくった病院を自分たちで減らしていくようなことではだめでございますので、やっぱりそういう取り組みが、これは町を含めて取り組まなければいけない問題ではないかと思っております。

全国至るところで病院の崩壊、確かにドクターの問題もございますけれども、経営が苦しくなっているなどところで廃止になったりしておるところがありますが、西伯病院は今のところそういう状況はございませんが、やっぱり自分たちで支えていく病院というものが今後必要になってくるのではないかと。あればいいじゃなくて、なければいけない地域の病院だということをやっばりしていかなければいけないということを思います。最後に管理者の方でその辺の決意をいただいて終わりたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 病院事業管理者、三鴨英輔君。

○病院事業管理者（三鴨 英輔君） その前に、ちょっと逆質問というのはおかしいですけども、させていただきますでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 基本条例10条によりまして、質問を許します。

○病院事業管理者（三鴨 英輔君） 大変貴重な御質問をいただきましたけども、実際今改革プランだとか状況を詳しくずっと提言をしておるわけですが、実態、大変今のような経常黒字が出てないと、経常収支が出てないということとありますが、議員の活動として、どういう病院に対する理解と支援をしていただいているのかということと、それから南部町にとってこの病院の位置づけというものをどのような位置づけを持っていただいているのか、私このたび管理者を引かせていただくわけですが、やめてもいろんな部分でこの病院には関心を持って、及ばずながら支援をしていかなんといけんという思いでおるわけですが、議員さんの活動の中で、あるいは今の仲田議員さんの中でどういう病院にしたらいいのか、あるいは病院はどこがよくてどこが悪いのか、かかわってこられた議員さんの中でちょっとそこら辺のヒントをいただければ、大変ありがたいなと思います。

○議長（石上 良夫君） 2番、仲田司朗君。

○議員（2番 仲田 司朗君） お答えいたします。

私は、まず議員の立場で見ますと、西伯病院というものがとかく一般の町民の皆さん方は、ただあそこに病院があるからどうこうということもありますけれども、やっぱり自治体病院として町が運営してる病院ということでありますから、お互いにこれは行政の一環でございますので、お互いに支え合っていかなければいけない、そのために議員としても病院のいろんな問題点につきましても、地域の人から問題があれば、西伯病院はこういうことをしております、一緒になって西伯病院を盛り上げましょうということを私は提案しているところでございます。ですから、今回も西伯病院の冒頭でもお話しさせていただきましたように、西伯病院もっと頑張ってもらいたいということをいった応援のためのエールでの質問でございまして、西伯病院何しとるかということも

のではございません。ですから、あえて私はこういう懸念がありますけどどうでしょうかということをおっしゃるものでございますので、その辺でほかの議員さんとは違いますけれども、私はそういう感じで応援のことをしていきたいというように思っておるところでございます。

それから、先ほども言われたように、西伯病院というものをどう地域の人に話をしているのかということ、とかく今いろんな方から相談を受けるのは、西伯病院は先ほど管理者の方から言われたように約45億の借金があるが大丈夫かなというすごく懸念をされておられるところもありますが、そういう状況の中で私は、借金があっても病院というのはお金を回して回転しているものでございます。ただし、いろんな格好で病院は、法律が改正することに、あるいは診療報酬の改定等によっていろいろ手続を怠ったりするとその分収益がマイナスになったりしますので、そういうものをアンテナを開いていただいて、すぐに対応できるようなものをしていかないと私はだめですよということは言っておるところでございます。ですから地域の病院として、地域に病院があるだけではなくて、地域にある病院を自分たちがいかに使うか、そしてそれを病院の財産は自分たちがお金を出してつくったものだよということを認識していかなければいけないと思います。高価な医療施設がいっぱいあるわけですが、それを使わないような施設では私はだめだと思いますし、そういうものをあるわけですから多く利用していただいて、そして一次診療ができるのであれば、そこで対応できればいいんじゃないかなというふうには思っておるところでございます。

ですから、病院というものは、普通の診療所ではその診療の機関だけの問題でございますけれども、西伯病院というものは先ほども言いましたように町立でつくった病院でございますし、即して経営をよくしていくにも、職員の皆さん方の生活の問題も含めて一緒になって取り組める、そしてそれには介護もあり、あるいは往診とか在宅医療という問題も絡んでくるわけでございます。南部町の場合は町長が提案された福祉、医療、介護というものがあります。その中で西伯病院というものはどうかかわっていくかということは一緒になっていかなければ、西伯病院だけがひとり歩きするものでもないとは思っておるところでございます。そういう面でお互いに連携をとっていけるような西伯病院というものが必要になってくるのではないかというふうに思っておるところでございます。

一応、逆質問ございましたので、私の考え方は以上のようなことでございます。

○議長（石上 良夫君） 病院事業管理者、三鴨英輔君。

○病院事業管理者（三鴨 英輔君） ありがとうございます。いずれにしましても、私は、病院は経営の効率化と医療の質の向上に、患者様を中心に医師、職員が一体となって取り組むと、そ

して住民の皆さんから信頼を得るように努力するというので、答弁とさせていただきます。

○議長（石上 良夫君） 2番、仲田司朗君、今の答弁でよろしいですか。

2番、仲田司朗君。

○議員（2番 仲田 司朗君） どうもありがとうございました。私は先ほど言いましたように、西伯病院にかつて私もかかわらせていただいたことがありまして、西伯病院をすごく心配している者でございます。そのためにもお互いに地域の病院として何とか一緒に病院をいいものにしていきたい、そのためにはどうしたらいいのかということをお互いにディスカッションをしながら持ち上げていきたいというように思い、この質問させていただいた次第でございます。

以上で私の質問を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（石上 良夫君） 以上で2番、仲田司朗君の質問を終わります。

○議長（石上 良夫君） ここで休憩をいたします。午後は1時15分から再開します。

午後0時15分休憩

午後1時15分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

3番、雑賀敏之君の質問を許します。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 3番、雑賀敏之でございます。議長のお許しを得ましたので質問いたします。

私は最初に、農地法等の改定について質問いたします。今回の農地法等の改定は、企業を含む法人にも利用を認めています。政府は農地法改定の最大の口実になっているのは、増大する耕作放棄地を減らし、農地の利用を拡大するということです。しかし、農地は荒廃し、耕作放棄地がふえたのは農地制度にあるわけではありません。地域では、請負耕作や集落組織、認定農業者などで農地の利用、生産を維持する懸命な努力が行われています。それでも耕作放棄地や廃業がふえるのは、どうしても農業では収支が引き合わないため農業をやめる農家がふえ、後継者が育たないからです。営利企業の参入に道を開いても、農地利用が進んで生産が拡大する保証はありません。

これまで参入した企業で、赤字経営になって耕作放棄、不法利用の事例があります。今回の農地法等の改定に、今国会の参考人のワタミファーム株式会社の武内社長は、悪い農地を借り、三、四年で1億円の赤字が出た。企業であり、他に農場があったから持ちこたえられたが、新規参入

にはよい農地が必要だと述べています。南部町でも、岡野農場が里芋の栽培農場の選定に際して、条件がいろいろありました。このような情勢の中で、この農地法等の改定が南部町に与える影響及びその対策と今後の農業政策について町長の御答弁をお願いいたします。

次に、天萬庁舎改修計画について質問いたします。天萬庁舎改修検討準備委員会が設置されるとの報道が手間山お知らせ版第8号で、会見地区の要望をまとめ、南部町全体の仮称リニューアル検討委員会に反映させるため、あいみ手間山、あいみ富有の里、行政関係者を中心とした表記委員会が立ち上がりましたとありますが、この庁舎改修は行政が十分住民の声を聞くべきと思いますが、なぜ振興協議会が入っているのでしょうか。庁舎改修を急ぐ理由は何なのか、十分時間をかけて検討すべきであると思いますが、町長の御答弁をよろしくお願いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 雑賀議員の御質問にお答えをしてみたいです。

最初に、南部町の農業政策を問うということでございます。

戦後の農地改革を踏まえて制定された農地法は、農地は耕作者が所有すると定め、農地の売買や貸借を厳しく制限していました。今回の農地法などの一部を改正する法律案が6月17日の参議院本会議で可決、成立し、本年末に施行の見通しであります。その改正の主な内容は以下のとおりであります。1つ、農地の効率的な利用を促進するため、農地の所有権の規制は維持しながら、利用権について原則自由化をするものであること。2つ、企業などの法人が貸借することができることとなり、その場合には役員1人以上が常時農作業に従事することが必要であり、農業委員会の許可に当たっては、市町村が関与することなどが盛り込まれたこと。3つ、農業委員会が農地を監視する内容が強化され、農地の転用に関して、農業振興地域内農用地については担い手への農地利用集積を阻害しないものであることが追加されたこと。4つ、違反転用の罰則は特に法人については強化され、行政代執行制度が創設されたこと。5つ、農地の公共転用に関しても法定協議制度が導入されたことなどが上げられます。

この中で、企業などの法人が農地を貸借できるようになることについて、南部町の現状に即して答弁いたします。

南部町の平成20年度末における利用集積の状況は、利用権設定によるもの、田152.971ヘクタール、畑5.26ヘクタール、樹園地など0.68ヘクタール、合計158.911ヘクタールとなっております。また作業委託によるものは、農村振興公社で水稻刈り入れ、刈り取りなどで49.1ヘクタール、大豆の刈り取りで1.1ヘクタール、ソバの刈り取りで1.4ヘクタ

ールとなり、合計74.1ヘクタールの農地が作業委託により利用集積されております。これ以外にも作業委託は相当数の面積がありますが、把握されているもので合計233.011ヘクタールの農地が利用権設定や作業委託により集積をされております。この傾向は平成16年度と比較しても1.3倍程度の伸びとなっております。また南部町の全農地約1,000ヘクタールに占める割合も20%を超えており、今後この傾向は増加していくと考えられます。

南部町においては、担い手農業者として2つの農業生産法人、2つの集落営農組織、23人の認定農業者、2人の準認定農業者がおられ、これらの担い手にとって農地の確保は重要な課題であります。そして今後も担い手の農地の利用集積の希望は多く、どのようにして要望に沿って農地を利用集積していくのかは、町及び農業委員会にとって重要な課題でもあります。

このような中、南部町においては後継者不足による高齢化、土地所有者の転出による不耕作地の増加、農作物価格の下落などによる農業意欲の減退などから、優良農地においても耕作放棄地が目立つようになってきており、平成20年度調査において農地として活用すべきと考えられる耕作放棄地が17.4ヘクタールあります。これについて、昨年度より南部町地域耕作放棄地解消対策協議会により、耕作放棄地の解消に向けての取り組みが始まり、農業委員会においても1筆ごとの意向調査を行って解消に向けての取り組みを行っているなど、農地の有効利用に向けた取り組みを開始しているところです。

今後は、担い手となる農業生産法人、認定農業者、中核農家などへの利用集積を中心に進めることを基本としますが、これだけでは限界があり、耕作放棄地の解消は農地の有効利用の面などからさきに述べたことを念頭に周囲の状況、所有者の意向、地域との調和などを十分に勘案しながら、新たな農業経営体として企業参入を促進し、地域の農業者と協働して生産、加工、販売する体制を目指していきたいと考えております。現在、有限会社岡野農場さんが農作業等受委託契約書により約9.6ヘクタールで里芋栽培をされていますし、南部町でハウスによる野菜栽培の実証実験を行いたいと言っておられる会社もあります。新時代の農業の方向として、企業による農業を通しての雇用の場、遊休農地の解消、農地の有効利用などにより、地域の活性化につながる取り組みを行ってまいりたいと、このように考えております。

次に、天萬庁舎の改修計画でございます。天萬庁舎の改修の経過から説明を申し上げます。

合併時に合併準備会の中で、町長の執務室や議会が法勝寺庁舎になることから、合併協議が暗礁に乗り上げかけましたが、会見側の委員さんから平成7年に会見町文教施設設置検討委員会や会見町図書館設置検討委員会で検討し、会見町文教施設設置計画に関する基本方針に基づき、新しく建設するものであったと。しかし、財政難の中日の目を見なかった状況をお聞きいたしまし

て、協議の上、天萬庁舎の議場を早期に改造して、中央公民館的な利用、ホールのな利用を行うものとする事で協定がまとまったわけであります。この計画を早い段階で着手したかったわけでございますけれども、折しも財政難の真ただ中で着手することはできませんでした。そのような中、合併支援交付金を活用して、計画の実現を図るべく考えまして、このたびの選挙にマニフェストとして掲げ、当選を果たささせていただきました。これを受け、平成21年度当初に設計の予算として2,100万円を計上し、準備をしているところであります。

改修に当たりましては、会見地区のシンボリックな施設でもあり、会見地区で検討し、集約していただき、御意見を尊重して検討したいと思っております。国や県の支援をいただき、ことしの事業として皆様のお気持ちにこたえていきたいと思っておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

今決まっていることは3階の改修と、それに伴ってエレベーターをつけたいということだけでございます。しかし、これを機会に全体的な庁舎の活用を図るべきではないかという意見もあることから職員に意見を出してもらったところ、教育文化的な施設ということで図書館をつくったらよいのではないか、図書館をつくれれば非常に大きな図書館ができる、現実的に手狭になった図書館の課題も解決できるなどの意見も出たところでございます。

図書館にすることとなれば、今入っている教育委員会、町民生活課、産業課、農業委員会、地籍調査室はどうなるのか、残せば中途半端なものしかできませんので、3階建ての改修となります。私はせっかくの機会でございますので、3階の改修のみに終わらず、庁舎そのものをどうするか、隣の公民館も老朽化している、3階に集客施設があれば駐車場が必要となるであろう、駐車場はどうするかなどいろいろ考えてほしいと願っております。

庁舎改修についての意見の取りまとめをお願いするために、4月24日に賀野振興協議会、4月28日に手間山振興協議会のそれぞれの区長さん方で構成される評議員会に出かけまして、直接依頼をしたところでございます。これを受け、両振興協議会の会長さんと進め方の協議を行い、準備委員会を立ち上げて会見地区の意見を取りまとめ、検討した結果を町長に伝えることを決定していただきまして、5月16日に第1回の準備委員会を開催していただきました。

委員には平成7年に文教施設設置検討委員会並びに図書館設置検討委員会を立ち上げ、検討された経緯がありますので、その中心的メンバーだったお方や各振興協議会から会長さんを初め5名の方で12名、この施設は行政財産となりますので、その立場から副町長が入りまして、合計13名で構成されております。委員長には岡田昌孫さんに引き受けていただいております。この準備委員会でまとめていただきました方針は、全庁的な検討委員会を立ち上げ検討しますが、そ

の中で最大尊重することとしております。結論は夏ごろまでに出していただくようお願いをしております。

最後に、この施設は会見地区の皆さんが長年にわたって利用されてきた愛着のある施設でありますから、まずは会見の皆様でよい知恵を出していただき、使い便利のいい施設に、また大所高所からの判断で町の課題を解決できる全庁的な大切な機能を果たさなければならないというのが私の考えでございます。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） では、順次具体的に質問をさせていただきます。

まず、農地法等の改定に当たり、現在南部町における状況等を御説明いただきました。私が一番心配いたしますのは、町長も述べられましたけれども、いろんな法人、それから認定農業者等で私がよく話をしていますと、俗に言う農地のとり合いと言ったら変ですが、農地を確保するために何か話し合いがあって、もっと経営規模をふやしたいと、けれども、なかなかその辺の同じ集落内で難しいがということがありますが、その辺の調整等についてはどのように考えておられるか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 産業課長、景山毅君。

○産業課長（景山 毅君） 産業課長。議員おっしゃったように、生産法人さんですとか認定農業者、中核農家、たくさんあります。そこら辺については、農業委員会等とも協議しながら受け手の方一緒になって、どういうふうな形で引き受けていただくことができるか、そこら辺を考えながら両者の意見を聞いて、あっせんをしていきたいというふうに考えています。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 具体的にはどういうスケジュールというか、どういう方法でやられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 産業課長、景山毅君。

○産業課長（景山 毅君） 産業課長。具体的なスケジュールといいますのは、まだこちらの方としても考えてませんけども、今までありましたように個々の農業者からの意見等を聞きながら調整をしていきたいと思っております。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 私が具体的にと言いましたのは、産業課なり農業委員会の意見を聞くということでございますけれども、例えばそういう法人の方、それから認定農業者等のアンケートなりそれから希望なりを取りまとめて、どれくらいそういう面積があるかということ把

握でもしてもらいたいなという思いからそういうふうなことを言ったわけですし、その辺についてどうお考えなのか。

○議長（石上 良夫君） 産業課長、景山毅君。

○産業課長（景山 毅君） 産業課長。出し手の方の、出し手といいますか、遊休農地につきましてはある程度調査をいたしておりますけども、実際受けていただく方の調査というのは現在のところしておりません。今後何らかの形で、先ほど言われたようなアンケートになるのかどうかのかわかりませんが、調査をしながらその辺で調整をかけていきたいというふうに考えております。

○議長（石上 良夫君） 農業委員会事務局長、真壁紹範君。

○農業委員会事務局長（真壁 紹範君） 農業委員会の事務局長です。現在農業委員会では、昨年からは耕作放棄地の全体調査というのを行ってございまして、この調査によりまして、先ほど町長の方から答弁がありましたように、17.4ヘクタールの農地に復元すべき農地、耕作放棄地があるという結果が出ております。この調査を4月の農業委員会か5月にかけてまして、全員に対して意向調査を農業委員さんにしていただきました。全体ではほぼ90%以上の回答をいただきまして、その調査結果を中間でまとめておりますけれども、売買を希望される方が約3ヘクタール、利用権設定を希望される方が4.4ヘクタール、それから自分で管理をするという方が2.5ヘクタールありまして、当面、耕作放棄地対策協議会の中で協議していることですが、この4.4ヘクタールにつきまして利用権を希望されているということですから、これは出し手の方の希望ですから、これは先ほど産業課長の方が答弁しましたように、受け手に対して調整をしながら耕作放棄地を解消していくという計画でおります。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） ただいま農業委員会の方から、耕作放棄地について農地復元に可能な面積について調査をし、17.4ヘクタールのうち売買希望が3ヘク、それから利用権設定の希望が4.4、それから自己管理が2.5ということで、そのうち4.4を一応利用権設定を検討したらということでございますけども、現実問題この4.4ヘクタールにつきましては、農業委員会等で調査をされておりますので、多分復元可能と見てされたと思いますが、その辺はどうでございましょう。

○議長（石上 良夫君） 農業委員会事務局長、真壁紹範君。

○農業委員会事務局長（真壁 紹範君） 農業委員会で調査した結果、これは利用権を希望された方が4.4ヘクタールということで、現地調査等をしていただきました農業委員さん、非常に大

変努力をしていただきまして、もう既に現在の段階で平成21年度になりましてから2.6ヘクタールにつきましては利用権設定の調整をしていただいているという状況でございます。今後この4.4ヘクタール希望されておるところにどういふふうにご利用していくのかというのが今後の課題であると。

それからあと、耕作放棄地の残りの面積が約7ヘクタールあるわけですが、これについては、実態調査を把握している範囲内ではなかなか受け手がないと、山間地の農地で非常に荒廃が進んでる農地というのが実態でございます、これは非常に難しい状況にあるというのが実態で、国の基準では平成23年度までに耕作放棄地を解消するということになっておりまして、今国庫補助金がついてそういう対策を進めている段階でございますので、これは十分に耕作放棄地対策協議会で協議をしながら、解消に努めたいと考えております。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 先ほど委員会の報告もありましたように、非常に耕作放棄地を解消するにしても荒れている圃場であるので自己ではなかなかできないと。やはり国なり県、それから町の支援が非常に大事だというぐあいに思いますので、その辺よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから次に、農地法等の改定に伴いまして、農地の権利取得に関する許可や監視を担う農業委員会の役割が非常に重くなると考えております。この辺について農業委員会の役割が重くなりますが、その辺の体制についてはどうであるかお聞きしたいと思ひます。

○議長（石上 良夫君） 農業委員会事務局長、真壁紹範君。

○農業委員会事務局長（真壁 紹範君） 農業委員会の事務局長です。体制の問題につきましては、農業委員会の事務局として即答はできませんけれども、平成21年6月の17日、この農地法等改正法が参議院で可決されましたときに、農業委員会の全国系統組織に全国農業会議所というのがございまして、農業会議所の太田会長名で会長談話というのを発表しております。これちょっと読み上げさせていただきます、農業委員会が今後こういうふうに取り組んでいきたいという考え方を述べております。

まず、我々農業委員会系統組織では、今般の農地制度改革に対し、農業委員会段階から組織討議を積み上げ、政策提案や意見を申し述べてまいりました。その要点は、第1に、将来とも株式会社一般の農地所有権取得を容認しないこと。2、不耕作や又貸しを目的とする農地の利用権取得を防止すること。3、認定農業者等の地域の担い手の育成等の取り組みの障害とならないこと。この3点によりまして、農業会議では取り組んでいるということでございますので、農業会議の

系統組織といたしましては、この方針に基づいて取り組むという形になると思います。

農業委員会の権限につきましては、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、監視という問題とか強化されるということをごさいますて、行政代執行制度なども制定されるというふうになるわけですが、これにつきましては全国農業会議の会長の談話では、施行後、改正法を初めとする法令事務について、透明性の向上、公平・公正性の確保に留意して適正実施に努め、組織を賭して頑張っている所存でありますという結論が出てくるということをごさいます。

また、各関係方面におかれては、改正法の施行に当たり、農業、農村現場で適正に執行できるよう、客観的かつ具体的な判断基準を政令、省令、認容通知などにおいて明らかにするとともに、農業委員会の体制整備と円滑な業務運営がなされるよう、万全な対応をお願い申し上げますという談話を発表しております。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 同じ質問なんですが、農業委員会の体制について町長のお考えがあれば、お聞きしたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。このたびの農地法の改正に伴って、農業委員会の役割が非常に重要なものとして期待をされておることをごさいますけれども、これは従来から農業委員会に対する期待は非常に強いものがあつた、だけど、その結果として耕作放棄地がふえて、そして無断転用も随所で目につくというような、長い間の、何といひましようか、農業委員会をめぐるさまざまな状況、あるいは農政をめぐるさまざまな状況の中からやむを得ないものがあつたというように思うわけですが、結果としてそういう状況になっておまして、ここで何とか農地法の改正にあわせて、もう一度再生を図っていかねばいけないというようなことから、農業委員会だけにそういう権能をゆだねるということではなくて、例えば農業委員会の協力員とかあるいは地域での見守りだとかそういうさまざまな取り組みを現にやっているわけであります。

全国的に見ますと、合併が随分進んだことによって、農業委員1人当たりの担当する面積だとかあるいは戸数だとかというものが物すごくふえておまして、これをすべて農業委員の力で全部対応するというようなことはちょっと不可能ではないかと、従来のような一生懸命やっておつても耕作放棄地があれだけ出るような状況でございますから。したがって、農業委員さんにそういうことをすべて任せるということではなくて、地域挙げて農地を大切に守って次の世代へつないでいくというような取り組みが必要ではないかと、このように思っておるところです。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 耕作放棄地の監視等については農業委員さん、先ほど町長の答弁にもありましたように、定員等もかなり減ってきて、監視面積というか、担う面積が非常に増大しているということで、他の県でも協力員とかそういう方をお願いをしておるけども、なかなかそういう方が出られないというか、そういう方への支援が少ないので難しいという問題も農業新聞の方にも出ておまして、なかなか難しい問題かなというぐあいに考えております。ただ、一番心配いたしますのは、大企業がこちらの方にはないんですけども、大企業が簡単に入らないように、その辺で町または農業委員会で連携して、その辺の許可体制を十分していただきたいというぐあいに思っております。

それからもう一つ問題点で、今回の農地法等の改定で、標準小作料が廃止になるというぐあいに聞いております。このことについて起きる問題は多々あると思いますが、その辺はどちらかわかりませんが、町長でいいでしょうか、標準小作料が廃止になるということで。

○議長（石上 良夫君） 農業委員会事務局長、真壁紹範君。

○農業委員会事務局長（真壁 紹範君） 農業委員会の事務局長です。現在、標準小作料という制度がございまして、地域において、いわゆる利用権設定とか農地法による小作料について標準的な10アール当たりの小作料が示されておりますけれども、現実的に近年の利用権設定制度に導入されました段階では、金額で払うというのがどんどん減ってきているという実態がございまして。これは米価が下落しておりますしなかなか作業委託ができない、どうしても農地を管理しないと迷惑がかかるというような実態があるのではないかと思いますけれども、そういうことからお願いをする、農地の所有者が耕作をお願いするという形がふえてきている現状が、いわゆる小作料というのが無料とかそういう形での設定がされているということで、現実的に標準小作料がなくなるということはどういうふうになるかといいますと、仮に今無料だった方に対して資金力のある別の方が借りたいと言ったときに、標準小作料によらないで貸し借りができるということになりますので、そういう資金力のある方が有利になるという実態が発生するのではないかと思います。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。先ほどの雑賀議員の最後のところで、大企業が入らないように、大企業はないけどなというようなお話でしたけれども、私の答弁では、新時代の農業の方向として、企業による農業を通しての雇用の場、遊休農地の解消、農地の有効利用などにより、地域の活性化につながる取り組みを行ってまいりたいというぐあいに答弁させていただいておりますから、このたびの農地法の改正を私は前向きにとらえて、もちろん遊休農地ばかりではなくて、

遊休農地対策のためにではなくて、前向きにとらえて地域の活性化につなげたい、農地の有効利用を図っていききたいというぐあいに思っているわけです。ですから、そこはちょっと雑賀議員さんに私の答弁が正しく伝わっていないなと思ったので、一言述べさせていただきました。

それから、標準小作料ですけれども、今、事務局長が答弁したようなことも当然あるかと思っています。そういうこともありますけれども、もっと自由に規制を農地の所有から利用に規制を緩和するように、標準小作料というような規制で、何といたしましょうか、農地の貸し借りが阻害されるようなことがないように、セットで規制を緩やかにして、そういうさまざまな主体の農業参入を認めていこうと、こういうことで私はとらえているわけです。ですから、金持ちだけが農地が借りやすくなるというようなことではないというように思っております。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 先ほど町長の答弁、私が勘違いしたというか、とらえ方が違っていたということでございます。私が申したかったのは、企業参入をとめろというわけじゃなくして、やはりもしそういう企業があれば、十分精査をしてやっていただきたいという意味で申し上げたので、企業をとめろとかそういう権限ありませんので、後々許可をせなよかったなというようなことがないように十分精査をしていただきたいということで言いましたので、よろしく願いいたします。

それから、今の標準小作料の問題ですが、やはりどうしても、私もいろいろと利用権設定をして耕作をしておりますが、千差万別でございます。標準小作料のとおり支払いしておるところもあるし、どうしてもええけんつくってごせえと、荒らかさなええけんつくってごせえというようなところもありますし、それから、聞くところによりますと、たしか大山町の方だったと思いますが、逆に土地所有者がお金を払って頼むというようなことも、ちょっと確認しておりませんのでこれも、田んぼで聞いた話なんで、そういう話もあるよと、えっ、おまえやち払っとるだと、いや、払っとらん、わしはもらってやっとなるでなんて話を聞きましたので、ちょっと私、それはそちらの方とのあれで聞きましたので、確認をしておりますので申しわけありませんが、そういうようなことになり、ひいてはお金に余裕がある、入ってつくろうとする企業については一応余裕があって入ってくるんじゃないかと思えます。そういうので小作料が廃止された場合、された場合って、もう通りましたんでされると思えますけども、そういうのでべらぼうな、べらぼうかどうかわかりませんが、やはり農家というのは非常に今米価が安くなって、1円でも2円でもお金が米価にしても高ければいいと思っておりますので、今回の岡野農場さんの10アール当たり3万円というのは話を聞いて、どう思われますかって聞いてみたら、それは非常に魅力だと、3

万円、今までつくらん田んぼにつくってもらって3万円いただけるなら非常にいいじゃないかというぐあいによっておられまして、ましてだんだんだんだん大きい企業がそういうことで入ってくれば、そういう農地なり考え方の方がふえれば、企業は先ほども紹介しましたけども、赤字にならなければ永続的に事業を展開していくとは思いますが、万が一赤字経営になったときにはそのまま放棄をして帰るということになりかねませんので、十分企業参入等の農地転用、転用はありませんかもしれないけども、利用権設定等についての栽培等につきましても、十分精査をしていただきたいというぐあいに思っております。

それからもう1点、今回の農地法等の改定で大きな問題がありますのが、借地権の上限の問題でございます。従来は借地権の上限は20年でございますけども、今回50年という長期の借地権設定が可能になりました。俗に50年と言えば子供から孫の代ということになって、実質的には今現在所有権は認められておりませんので、そうなりませんけども、実質的な所有権の移転になるような道を開いているというぐあいに思うんですけども、町長、この辺についてどうお考えなのかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。農地法の改正について、衆議院段階で修正がかかっております。

その修正の内容ですけれども、耕作者の地位の安定、それから地域との調和というようなことが加わっているわけでありまして。原案、一番最初、政府の案として出たのは、者という書き方、耕作をする者ですか、農地を効率的に利用する者の農地の権利取得という文言と、農地を効率的に利用する耕作者というそういう文言では、意味がおのずと変わってくると。単なる者であったら、これはもう個人や法人問わずだれでもいいし、耕作に携わってなくてもいい。耕作者と変えるということにこれは非常に大きな意義があるというぐあいに解説がなされております。

それからもう1点は、地域との調和ということでもあります。農地は地域にとってはかけがえのない景観とか、国土保全だとか、自分たちが暮らして立つそのものでございますから、そういうこととの調和抜きでやってはいけんということもつけ加えられております、修正の中で。したがって、そういうことを前提に考えていきますと、20年から50年になったということで、私は個人的にはちょっと長いのではないかなとは思いますが、しかし、一定の資本を投下して、それをまた回収をするというような農業のあり方、それから、長い間にわたって食糧生産の責を担っていくというようなためには、やっぱり一定の期間は権利をきちんと確保するそういう姿勢というんでしょうかね、そういう姿勢も示さなければ、なかなかさまざまな主体の農業参入というようなことはかどらないのではないかと考えられたのではないかなというように推察はいた

します。どう思うかということですが、個人的にはちょっと長いのではないかなと思いますけれども、きっとそのような背景があって、そのような改正になったのではないかとこのように思っております。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） この農地法は、最初町長が答弁されたようにいろいろ改定をされて、今回の農地法等の改定は非常に大きな改定になると思います。それでやはり私も利用権設定をするのに一応何年にしましょうかと言うと、最低でも3年、5年ぐらいはというぐあいで、10年ぐらいはどうですかと言ったら、えっ、10年も、10年ってわしもう生きてらんでなんて話で、10年といっても非常に心配されるような、年寄りの方ですけども、やはり昔のイメージが非常に強くて、10年も貸したら土地をとられるんじゃないかというようなイメージが非常に強くありまして、なかなかその辺が難しい話でございます。ですから50年というのは、俗に言う自分が死んでから、墓の下行ってからどうなるかわからないようになるんで、非常に心配があるんじゃないかと。今、町長もやはり個人的ですけども、50年というのはちょっと長いなど、実際的に50年という契約があるかどうかはわかりませんが、先ほども言いましたようにやはりそういうこともあり得るので、50年という貸借もあり得るので、十分農業委員会なり町としても、やはり農業は南部町の基幹産業でありますので、農業は守っていくと、地域の協働という言葉も使われましたし、そういうことから考えまして、十分このことについては精査をされ、許可のときにもよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で農地法等についての質問を終わらせていただきます。

次に、天萬庁舎の改修について御質問いたします。

天萬庁舎の改修計画の進捗状況については、まだ始まったばかりでそんなにはないんですが、まず最初に、先ほどちょっと私聞き漏らしたんですが、まず一番大事になるのは、庁舎機能がどうなるかということはどうも皆さん心配されております。といいますのは、私がちょっと聞いた中で、あれは軽自動車関係でしたかね、南部町に言ったら、ちょっとそのことは法勝寺庁舎じゃないとわからないと言われたとか言われまして、ちょっとその辺について私も定かにはっきりしたことは聞いてないんで、そういうようなことがあったと。いや、これじゃあ困るなということで、それからもう一つは、やはりこれ一番問題になるのは、今ある農業委員会、それから産業課、あとは地籍調査室、町民生活課、この辺をちょっと機能はどうなるか、ちょっと私聞き漏らしたんでもう1回、今計画段階ということだと思いますけども、その辺ちょっと再度お願ひしたいと思ひます。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。再度ということでございますので、お答えをいたしますが、今はっきりしておることは、天萬庁舎の3階を改修するということでありまして、で、エレベーターをつけると。3階を改修しますのでエレベーターをつけると、このことだけです。そのように先ほども答弁をいたしました。以上です。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） それともう1点なんですが、あいみ手間山の、ちょっと私がかからないんでお聞きしますけども、仮称としてありましたけども、南部町全体の仮称リニューアル検討委員会というのはどのようなものをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） まだ仮称のリニューアル検討委員会というような名前でおられますけども、この施設自体は全庁的な機能を持っておりますので、全庁的な立場で検討していただくのがリニューアル検討委員会という、まだ仮称でございますけども、そういう形でございます。その前段に検討準備会というものを、会見地区の手間山と賀野の振興会長さん方を含めました13名の委員さんで検討していただいておりますということでございます。2段階に分かれまして、会見地区の検討された結果を今度は全庁的な検討委員会の中で検討していくという流れになっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） ここに仮称とあるということは、まだ正式に発足はしていないということよろしいでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 今、準備段階で検討していただいております。これが夏ごろに結論をいただくようにしておりますので、その状況を見ながら検討委員会を立ち上げたいというふうに考えております。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） ということは、まだ検討委員会は立ち上がっていないということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）立ち上がっていないというぐあいに解釈しておりますが、ということは、今先ほど言われたのは、施設等については南部町全体の問題なので南部町全体でやるということですから、今話では、8月ごろに今の天萬庁舎の結論を出していただくので、7月、8月ごろに立ち上げたいということは、天萬庁舎だけの何か検討委員会が立ち上がるというよう

な感じに受け取ったんですけど、それとは関係ないんですか。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。町長が答弁の中で申しております。天萬庁舎は会見地区のシンボリックな施設ということでございますので、その利活用につきましてはまず第一義的に会見地区の方に検討していただき、その結果を全庁的な判断を、判断といいますか、検討をさせていただきたいということでございますので、よろしく願いをいたします。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） リニューアル検討委員会はまだ立ち上がってないんでわからないと思いますが、先ほどの準備委員会ですね、これは立ち上げて検討を4月の24日が賀野、それから4月の28日が手間地区に行って、お願いをしたということでございました。この中に振興協議会の会長さんを初め12名で、あと副町長さん1名で13名という人員でやるということでございます。委員長には岡田昌孫さんということですが、振興協議会の会長さん以外の名前がわかれば、もし差し支えなければ、お聞きしたいと思いますが。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございますが、委員会名簿がございますので、皆さんの方にお配りをするということで御提案したいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（石上 良夫君） いいですか。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） それじゃあ、よろしくお聞きしたいと思います。

それと、先ほど検討委員会の中で、地域振興協議会には区長さんという立場で評議員という方が入ってられて、そういう方も何人かおられるようなニュアンスでした。多分入ってられると思いますが、委員会の中にも。私が一番思いますのは、なぜ地域振興協議会だけにそういう話が行って、やはりこれを使うのは、地域の住民が使う施設でありますから、区長、それからそういう部類に属する集落の代表の、代表と言ったら語弊があるかもしれませんが、そういう方にやはり話があってしかるべきと思いますが、ある区長さんに聞きましたら、何の話も知らんと、自分は、そげなことが起こるとるだということでございましたが、それについて集落等というか、そういう方にも説明は、委員会に入ってください考えはないのかお聞きしたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。先ほど申し上げた4月の24日と28日でございますけれども、これは地域振興協議会の役員会が開かれるというときに事前に時間をとっていただきまして、各

集落の区長さん方にお話をさせていただいたわけでありまして、その区長さん方で知らんと、何の話だっておっしゃる方があったとするならば、それはたまたまその会に欠席をなさっておったか、あるいは遅参されたか、あるいはお忘れになったかということでありまして、区長さん方お集まりのところでお話をさせていただいたということでございます。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 今、町長から、区長さんがおられた場所で説明をしたんで、忘れられたか、おられなかったかということで、たまたま私が聞いた区長さんが聞いておられなかったのか、そのとき欠席された区長さんに聞いたかもしれません。ただ、やはり天萬庁舎は先ほども申しましたように住民が、天萬庁舎というか、役場は住民が使う施設でございますので、私としましては、地域振興協議会に役員会として集まっておられる場所じゃなくして、区長会とか、区長会、今ないんですね、そういうところにやはりどうしても地域振興協議会が主導的になって町の施設をするように何か思えるんですが、やはりその辺は地域振興協議会が出るんでなくして、やっぱり下の方から住民組織、地域振興協議会も住民の組織だ言われりゃあそうなんですが、そういう方面で住民の代表の方も区長さんだけじゃなくして、地域振興協議会の役員の方じゃなくして、やはりそのほかにおられる住民の代表の方もそういう委員会に入っていて、当然そういう場所は設けられるとは思いますが、そういう方に委員会に入っていて、準備委員会が立ち上がっておりますけれども、予定はございませんでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。この検討委員会の方でしょうか、準備委員会の方ということでしょうか。準備委員会、2回ほど開きましたけれども、あそこでは非常に抽象的な話ばかりで、なかなか形になるたたき台というものもございません。意見のまとまりもございませんので、ある程度の対案的なものをその委員会の中でつくりながら、それをどういう格好で地域の皆さんにというようなことは、今後準備委員会の中で検討されていくというふうにご考慮しておるところでございます。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 結論は8月ごろに出すということで、きょうは6月ですよ。6月もうこれが終わればすぐ7月になります。あと2カ月ほどしかありません。その間にこの非常に重要な天萬庁舎の改修計画を、この合併協議会で予算の関係上おくれていたんで、町長としては早急というか、それをやっていきたいということでしたけれども、もう少し私は、庁舎改修について十分時間をかけて、いろんな方面の方の意見を聞き、今ではまだエレベーターとそれか

ら3階の改修をしてエレベーターをつけることだけが決まってるんだと。決まってると言われましたけれども、これは決められたのは準備委員会なのか、それともどういう格好でそれは決定されたのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） これが決定しましたのは、合併協議会、合併協議の場で決まっております。協定書に記載がしてあります。エレベーターまでは書いてありませんけれども、天萬庁舎の3階を改修するということが合併協定書にわざわざ書いてあるわけでありまして。したがって、これはどなたが町長になっても早晚しなければいけないということでありまして。

それから、時間のことをちょっとおっしゃいましたけれども、春からずっと言っておりますから、相当議論は進んでおるといように思っております。

それと、旧会見町に先ほど申し上げましたような検討委員会があって、平成7年に会見の皆さん方が英知を傾けてつくられたそのもんが既にあるわけです。報告書として会見町長に提出されておりますから、したがって、私はそんなに時間はかからんのではないかと考えております。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 町長は、平成7年でしたかいね、そういう委員会があって、合併協議会でしたかいね、そういうちょっと年数は忘れちゃったけども、そういう今先ほども言われましたが、平成7年から今は平成21年ですよ。14年もたつとるんですよ、その検討委員会から。やはり状況は1年ででもすごく変わりますので、14年も前につくられた、検討されてるんで、何か十分検討されているような、あれでしたけれども、それに先ほど総務課長さんの方が言われました準備検討委員会でも、話が抽象的な話で何も前に進んでないというような発言をされております。ということは、町長言われました、そんなに時間はかからないじゃないかということでしたけども、現実的には総務課長が言われた、やはりこういう準備検討委員会でもなかなか具体的にどういいうぐあいに進めたらいいか、どういいうのがいいかというようなことはまだわからないということは、かなり難しい問題であるというぐあいに思います。非常に大事な問題であって難しい問題であるのではないかとこのぐあいに思います。

ですから、やはり、確かに合併協議会の際に町長が記載されたというようでございますけども、十分時間をかけて、この天萬庁舎の改修については十分住民の声を聞いて改修計画をされるようお願いをして、私の質問を終わります。

○議長（石上 良夫君） 以上で3番、雑賀敏之君の質問を終わります。

○議長（石上 良夫君） ここで休憩をいたします。再開は2時40分とします。

午後2時20分休憩

午後2時40分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

4番、植田均君の質問を許します。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 植田均でございます。私は初めに、12月議会での私と雑賀議員に対する、選挙管理委員会と陶山前選挙管理委員会事務局長が選挙違反と断定する発言の撤回と謝罪を求めて質問いたします。

選挙管理委員会は、昨年の12月議会での私と雑賀議員の一般質問の答弁で、選挙違反と断定する答弁をしています。さらに、2月2日には、議会の選挙事務問題調査特別委員会に選挙管理委員会が提出した資料で、選挙違反と断定する記述を繰り返しています。このような一連の行為は、陶山前選挙管理委員会事務局長の発言から行われてきたものではありませんか。そもそも公務員が選挙違反と断定し、住民を犯罪者扱いするようなことは人権侵害も甚だしいことは明瞭で、してはならない行為です。私たちは陶山前選挙管理委員会事務局長に1月23日にこの発言の撤回と謝罪を求めてきました。そして、選挙管理委員会に対して、3月2日にこの発言などの撤回と謝罪を求める申し入れを行い、繰り返し誠実な回答を求めてきました。しかし、選挙管理委員会は陶山前選挙管理委員会事務局長の行為の誤りを認めず、追認する姿勢をとり続けています。選挙管理委員会が公務員としてあるまじき行為を行っているものに対して、それを追認する姿勢は正当性を欠き、行政委員会として是正されるべきです。

また、選挙管理委員会のあり方について住民から問われていることにきちんと答えないのでは、選挙管理委員会としての説明責任を果たしたとは言えません。南部町選挙管理委員会が住民から信頼される、公正で公平な仕事をしていただくことを求め、以下の質問をするものです。

1、昨年の12月議会での、私と雑賀議員への答弁で、選挙違反と断定している事実の確認を求めます。

2、選挙管理委員会は、公職選挙法に照らして私たちが行っている活動に一方的に選挙違反を断定することができる機関なのか、認識を問うものです。

3、陶山前選挙管理委員会事務局長は、一般職公務員であり、地方公務員法に従わなければな

りません。今回の前事務局長の選挙違反と断定する一連の行為は、地方公務員法から見て逸脱と考えますが、任命権者である町長の見解を求めます。

4、今回の選挙管理委員会と陶山前選挙管理委員会事務局長の選挙違反と断定する行為は、公職選挙法に照らして行き過ぎた行為と考えます。このことを認め、議会答弁を訂正し、選挙事務問題調査特別委員会に提出した資料を撤回し、謝罪することを求めます。

次に、町の行っている地域振興区政策について質問します。

国が緊急経済対策として行ったふるさと雇用交付金事業を活用して、南部町は防災コーディネーターという役割の人を地域振興協議会に委託して雇用しています。町民からは、町は何をしようとしているのかわからないとか、この事業は住民のために本当に役立つのかなどの疑問の声が聞かれます。そして、改めて町の地域振興区に対する政策のあり方が問われていると考えます。そして、以下の質問をするものであります。

1、町は地域振興区に未加入の集落に対して、町からの文書配布をする費用を関係する集落に支払っているかどうか、説明を求めます。

2、防災コーディネーターの仕事は何をするのでしょうか。地域振興協議会と町が結んだ委託契約と、採用された方と振興協議会が結んでいる雇用契約の内容の説明を求めます。

3、防災コーディネーターは、災害などの発生時、どのような役割を果たすのでしょうか。そして、法律上どのように位置づけられるのでしょうか、説明を求めます。

4、ふるさと雇用交付金事業の趣旨は、地域雇用の再生、継続的雇用機会の創出ですが、今の町のやり方はこの趣旨に合わないと考えます。再考すべきではありませんか。

5、今、町民が求めているのは、この国が行う交付金事業を活用して、地域再生のために農業振興関係の事業こそやるべきと求めているのではないのでしょうか。町長の見解を求めてこの場からの質問を終わります。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 選管の関係につきましては、委員長にお答えをしていただきたいと思います。私の方からは振興区施策についてお答えをまいります。

未加入集落に対する文書配布の費用支払いについてお答えをいたします。地域振興協議会に加入いただいていない集落の行政文書配布費用の支払いにつきましては、平成20年度以降お支払いしておりません。その理由としましては、南部町地域振興区の設置に関する条例が施行されました平成19年7月1日以降、区長制度や区長報酬は、条例の位置づけがなくなりましたが、区長様に対する報酬は各振興協議会に従前と同額を交付金として交付いたしております。協議会で

は、それぞれのルールをつくって費用の支払いが行われておりますので、振興協議会からの報酬の受け取りを希望されない集落の区長報酬につきましては、町としてはお支払いのすべがないということを御理解いただきたいと存じます。

町から直接の支払いをする仕組みということですが、このことにつきましては、平成20年度に行政文書配布の担当課である企画政策課が区長様と数回にわたって協議をさせていただきまして、了解の上、御協力をいただいていると承知をしているところでございます。

次に、防災コーディネーターの仕事は何をするのかということでございます。振興協議会の委託契約の内容と採用された方との契約はどのようなかという質問でございました。防災コーディネーターの仕事については、町と地域振興協議会の業務委託契約書に5項目にわたり明記してございます。第1に地域振興区内における自主防災組織の立ち上げ及び運営についての業務、第2に地域振興区内において防災体制を整備し、活動する業務、第3に地域振興区内において防災についての指導者を育成し、活用する業務、第4に町と連携し、安心安全な生活を確保するために、地域住民の支え合いの仕組みを確立し、地域づくりの発展に係る業務、第5に防災に係る地域振興協議会の取り組み状況について、町への情報提供業務でございます。町では防災コーディネーターの向こう3年間の研修計画や到達目標の骨子を振興協議会に御相談しております。これらをもとに、各地域振興協議会では、協議会独自の事業とも連携を図りながら、創意工夫して防災コーディネーターの業務を計画し、実行されていくものと考えております。また、防災コーディネーターは地域振興協議会と賃金、労働時間、休暇の取得、業務内容などについての雇用契約を結び、採用されておられます。

次に、防災コーディネーターは有事の際、どのような役割を果たすのか、また法律上どのように位置づけられているのかという質問でございます。防災コーディネーターの有事の際、特に災害時の役割については、今後それぞれの地域振興区内での状況を検討しながら、詳細なものを構築していくことが必要であると思っておりますが、基本的には自主防災組織が効率的に機能するように町やその消防組織などとも連携を図ることや、災害発生地域について日ごろ収集した住民情報や地域情報を町や消防組織に提供する役割を担うものと考えております。

ちなみに、防災コーディネーター配置後、直ちに地域の防災力が高まるということは考えておりません。そのため、地域の皆さんと手を携えて、日常的に啓発活動や集落の点検、防災訓練などを積み重ねることが、有事の際に防災コーディネーターが事態に即応する最も有効な手段であると、このように考えます。

次に、法律上どのような位置づけかという御質問でございます。防災コーディネーターは、平

成12年の鳥取西部地震や数年に一度発生する集中豪雨による水害などの教訓から、南部町が全国に先駆けて制度化したものでございます。したがいまして、これについて定めた法令はまだありません。しかし、近年、地震やスポット的な集中豪雨が国内で多発していることや、インフルエンザの脅威などが世界的に叫ばれている状況の中で、本町の取り組みに追随する自治体が今後多数出現することが予想されます。地方が先進的制度を創出して、国の制度や法律がその後で整備されるような事例が今回の防災コーディネーター制度であると考えております。

次に、防災コーディネーター事業は、ふるさと雇用交付金事業の趣旨である地域雇用の再生、継続的雇用機会の創出などから見て問題ではないかという質問でございます。ふるさと雇用再生特別基金事業補助金は、現下の厳しい雇用、失業情勢にかんがみ、地域の雇用再生のため、地域求職者などを雇い入れて行う雇用機会を創出する事業を実施し、継続的な雇用機会の創出を図ることを目的としております。事業の実施は町が直接雇用することはできず、本来町が行うべき事業を外部に委託することが条件となっております。なお、この補助金を使うことができるのは3年間であります。

では、3年後はどうするかということですが、さきの3月議会でも答弁しましたが、3年間で事業の検証をいたしまして、その実績などをもとに防災コーディネーター事業の継続性の有無を判断することになると考えます。さきに述べましたとおり、防災コーディネーターが担う業務は多岐にわたり、その業務量も相当のものが予想されます。3年間で一定の目標までは到達する計画ではありますが、その後も取り組むべき課題は次々と発生することが予想されます。あわせて防災コーディネーターは、地域振興協議会の採用による地元に通じた人材であり、防災コーディネーターの任期満了後も振興協議会が希望され、コーディネーター本人が同意されれば、継続して地域のために活躍していただくことは可能であると考えております。

また、事業申請に当たりますとは、具体的内容を事業計画として県に申請し、審査を受けて事業認定をいただいておりますので、事業実施には問題がないと考えております。

次に、町民が求めているのは、農業振興などもっと有効な使い方ではないかという御質問についてお答えします。議員が御指摘のとおり、私も農業振興を初め、町にとりましては非常に重要かつ必要な施策はたくさんあると考えております。ちなみに、防災コーディネーター事業は町民の皆さんの命や財産を守るため、安心・安全な町づくりを目指すものでございます。本町の施策は二者択一であったり、どれかをやめて他のものに予算を集中するという性質のものではございません。いずれも南部町にとっては、必要欠くべからざるものとして、その事業内容や予算について議会で御審議をいただき、議決をいただいたものでございます。それを執行するということ

でございますので、御理解を賜りたいと思います。以上です。

○議長（石上 良夫君） 選挙管理委員会委員長、丸山計信君。

○選挙管理委員会委員長（丸山 計信君） 先ほど、植田均議員から御質問ございましたので、お答えをしてみたいと思います。選挙管理委員会の議会答弁の訂正と謝罪を求めるということで、4点の質問がございましたので、お答えをいたしたいと思います。

まず、12月議会での答弁で、選挙違反と断定している事実の確認を求めるということでございますが、今回の一般質問の答弁するに当たり、再度昨年の12月議会の一般質問の議事録を確認いたしました。そこで、選挙管理委員会の言い分としては、選挙違反のおそれのある内容の文書が告示後に配布されたことが確認されました。そして、そういった実態を放置すると、他の候補者も同じような行為を行い、公正な選挙が確保できないおそれがあるということから、警告文もしくは明るい公正な選挙をお願いする旨の依頼書の配付などを行ったという内容でございます。

一方、議員の言い分としては、相手を特定して配付した文書は内部資料であって、頒布ではない、よって選挙違反には当たらない、選挙違反ではないのに選挙管理委員会が選挙違反だと断定し、警告等を行うのは職権乱用ではないかという内容でございました。そして、議員と事務局長の白熱した議論の中で、事務局長が選挙違反という発言をしておりました。しかし、私もしくは事務局長が伝えたかったのは、選挙違反の予防という観点からそういった行為はお控えいただきたいという意図で発言したものでございます。（発言する者あり）

○議長（石上 良夫君） 傍聴者の方は静かにしてください。

○選挙管理委員会委員長（丸山 計信君） 次に、選挙管理委員会は公職選挙法の定めから、選挙違反と断定する機関かどうかを問う質問でございますが、これに関しては、さきの12月議会で植田議員の一般質問でお答えした中にありましたが、再度申し上げますと、選挙管理委員会は捜査機関、司法機関とは違い、選挙違反だということを断定し、結論づける機関ではございません。ただ、公職選挙法第6条1項により、特に選挙に際しては、投票の方法、選挙違反、その他選挙に関し必要と認める事項を選挙人に周知しなければならないことになっておりますことから、警告等、公正な選挙のための事務を行っているわけでございます。

3番目の御質問であります、選挙管理委員会事務局長は一般公務員であり、公務員法に従わなければならないが、今回の選挙違反と断定する一連の行為はそこからの逸脱ではないかという質問でございます。これは、町長に答弁を求めるということであります。選挙管理委員会の事務局長として行った行為ですので、私からお答えを申し上げます。

公職選挙法で選挙に関して行ってはならないことが数多く列挙してあります。それらについて、

事前の説明会でも説明いたしております。しかし、これらの項目に触れると思われる行為があった場合、簡単なものは口頭やお電話で、また重要な事項や口頭で改善されないもの等については警告文の発行を行いました。そして警告文の発行等、特に重要な案件に関しては、その都度選挙管理委員会を開催し、選挙管理委員会の総意のもとで決定しております。また、その他緊急の事案や軽易な事案に関しては事務局の方で対応してもらい、選挙管理委員会のその他の事項で報告を受けております。そして、選挙管理委員会といたしましては、今回の一連の行為は選挙管理委員長の名を受けた事務局長の職務として行った行為であり、何ら法に抵触することはないと考えております。

4番目の一連の選挙管理委員会及び事務局長の行為を言い過ぎと認め、発言と資料を撤回し、謝罪することを求めるということでございますが、これも12月議会で答弁したとおりでございます。現在、議会において選挙事務問題特別調査委員会が設置されており、求めに応じて出した資料は、議長から請求のございました質問事項について、選挙管理委員会に残っております記録を個人情報に該当する部分を削除して提出したものでございます。したがって、その内容や取り扱いについての判断は、特別調査委員会にゆだねたいと思います。

最後に、今回の選挙管理委員会の対応が行き過ぎではないかという指摘でございますが、今回の町長・議会議員選挙で公平、公正で明るい選挙を実現するため、選挙管理委員会として何を行わなければならないかということを常に考えて職務を遂行してまいりました。過去に例のないほどの警告を発するなど、厳しい選挙でございましたが、無事に終わり、ほっとしております。南部町でも選挙違反のない明るい選挙の実現、これが選挙管理委員会の一番の使命であると思います。今回、選挙管理委員会が行った選挙運動に関する対応は、決して間違っていないかと考えておりますことを申し上げ、答弁いたします。終わります。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） それでは再質問していきますけども、答弁が逆になりましたけども、質問の順番で再質問をしていきます。

まず最初に選挙管理委員長にお越しいただいておりますが、12月議会での答弁で、私は選挙違反と断定したという表現を数カ所にわたって私も議事録で確認してきましたけれども、私は選挙管理委員長、これからその箇所を何ページの何行目ということを言いますので、確認しておられると思うので、その箇所を読んでいただきたいと思うのでよろしくをお願いします。

12月議会の3日目の議事録の27ページです。27ページの2行目から3行目、メモしてくださいね、よろしくをお願いします。それから33ページ、17行から18行目、それから34ペ

ージの20行から21行目、それから59ページの6行から7行目、これが12月議会の議事録ですね。それからもう一つ追加で、特別委員会に出された資料、これの1ページ目の5行から6行目、これは四角に囲っている部分の上の枠の日時、出来事を外したところから数えると、5行から6行、メモしていただきましたでしょうか。この部分についてどういう表現になっているか読み上げていただきますようによろしくお願いします。（発言する者あり）

○議長（石上 良夫君） ちょっと休憩します。

午後3時07分休憩

午後3時15分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

選挙管理委員会事務局長、森岡重信君。

○選挙管理委員会事務局長（森岡 重信君） 議事録の行の読み上げということでしたが、その一部分だけをとらえて読み上げすることは、非常に内容をゆがめてしまいますので、その前文からになります。そうしますと結構時間がかかりますので、御了解をいただきたいと思います。

27ページの部分につきましては、選管の委員長がお答えしておりますので、それを読ませていただきます。

選挙管理委員会の姿勢を問うということで4点の質問がございましたので、お答えいたします。

その前に、選挙管理委員会の仕事は、その選挙が選挙人の自由に表明せる意思によって公明かつ適正に行われることを確保し、もって民主政治の健全な発達を期することを目的とすることであると質問されておりますが、これは恐らく公職選挙法第1条から引用されたものではないかと推測いたします。公職選挙法第1条を朗読いたしますと、この法律は日本国憲法のとおり、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長を公選する選挙制度を確立し、その選挙が選挙人の自由に表明せる意思によって公明かつ適正に行われることを確保し、もって民主政治の健全な発達を期することを目的とするとあります。ここにありますように、この条文の主語は、選挙管理委員会の仕事ではなく、この法律は、でございます。ですから、公職選挙法第1条は、選挙管理委員会の職務を規定した条文ではなく、公職選挙法の目的を規定したものであるという点を指摘しておきたいと思います。

では、具体的に選挙管理委員会の職務はどこに規定されているかということ、特に公職選挙法に定める各種選挙の執行、管理に関することに限れば、地方自治法第186条と公職選挙法第5条です。これは、各種選挙の管理執行の任に当たる選挙管理機関を規定した条文であり、市町村議

会の議員または市町村長の選挙に関する事務は市町村の選挙管理委員会が管理することと規定されております。また、公職選挙法第6条第1項には、選挙管理委員会は選挙が公正かつ適正に行われるように、常にあらゆる機会を通じて選挙人の政治常識の向上に努めるとともに、特に選挙に際しては、投票の方法、選挙違反、その他の選挙人に関し、必要と認める事項を選挙人に周知させなければならないとございます。ここでいう選挙人とは、選挙権を有する者という意味であり、当然候補者も含まれます。

以下、具体的に申し上げます。まず、1点目の質問事項である雑賀敏之後援会ニュースに対し警告文を出したことが選挙管理委員会のどのような事務に当たるかということでございますが、先ほど申し上げた公職選挙法第6条第1項の規定に該当いたします。選挙管理委員会として、選挙違反に該当していることを選挙人、すなわち候補者に周知することは、選挙管理委員会としての職務でございます。また今回、選挙管理委員会における最終的手段とも言える警告文をいきなり送りつけたわけではございません。その他の質問にも関連いたしますので、警告文を郵送するに至った経緯を少し詳しく説明を申し上げたいと存じます。

10月15日午後1時ごろ、町民の方から、雑賀敏之後援会ニュースがポスティングされていたと通報があり、同時にビラの原本が届けられました。ビラを見ると、「雑賀敏之候補は、地元の出陣式で大勢の人を前に第一声を上げ、元気に出陣しました」との文章があり、14日、天萬と日付が記載された写真まで掲載されておりました。公職選挙法第201条の13、第1項によると、政党その他の政治活動を行う団体は、各選挙につき、その期日の公示または告示の日からその選挙の当日までの間に限り、いかなる名義をもってするを問わず、掲示または頒布する文書図画に当該選挙区の特定の候補者の氏名またはその氏名が類推されるような事項を記載することはできないと文面にございます。この文書は、記載の内容から告示以降に作成され、頒布されたものが明らかであります。先ほど申し上げました公職選挙法第122条の13、第1項に違反すると判断いたしました。

そして、選挙管理委員会事務局より同日の午後1時26分に、本日、後援会ニュースとして配られた文書は選挙違反に該当いたしますと、雑賀敏之後援会の事務所に電話でお伝えしたところでございます。電話を受けられた方は、後援会の会員に配った文書ですから選挙違反ではありません。今後も配布しますと、あくまで無差別配布に配したわけではなく、また今後も配布する予定があると返答いただきました。

しかし、通報のあった方もしくはその家族に後援会員はいないことが確認できたため、再度事実確認のため、午後1時45分に、事務局から、どのような範囲でどのような方法で配ったかと

電話でお伺いしたところ、答える必要はないとの返事がございました。

今後も配布するとの返事があったため、急遽10月16日に選挙管理委員会を招集し、対応を協議いたしました。選挙管理委員会の開催された場所はプラザ西伯の会議室で、出席者は選挙管理委員3名、事務局3名のほか、米子警察署刑事第二課から担当者2名、町内派出所駐在、3名の方に同席していただきました。会議の中では、先ほど申しあげました経過と、会議が開催されるまでの間にさらに追加で寄せられた雑賀敏之後援会ニュースの情報について申しあげました。なお、追加で通報のあった方はすべて後援会未加入であり、選挙管理委員の自宅にもポストイングされている事実も判明いたしました。また、雑賀候補本人がビラを持って戸別訪問に来たとの通報もございました。出席者全員にビラの原本回覧し、警察の方の意見を伺ったところ、このビラには違法性がある、選挙管理委員会として警告するのは問題ないと思うとの見解をいただきました。

そして選挙管理委員会として、雑賀敏之後援会に対し警告文を出すことにいたしました。警告文の文面は警察当局のお方にも確認していただいた次第でございます。警告文をより早く、確実に渡すため、選挙管理委員と選挙管理委員会事務局長の2人で直接後援会事務所に伺いました。同日午後5時30分ごろ、雑賀敏之事務所に到着し、後援会事務所からは後援会長を含め3名の方が対応をしてくださりました。そして、事情を説明したところ、我々は選挙違反をしていない。配布したのは後援会に入っていた人の方にのみ渡しており、管理もしている。選管が把握している配布している違法な文書の配布先はどこかとおっしゃられましたので、把握している具体的な5名の方のお名前を申し上げ、またその中に選挙管理委員も含まれていることを御説明いたしました。すべて同意をいただいています。違法だと認識していないとの御返事をいただきました。また違う方が、おまえらに言われる筋合いはない、米子の選管はそんなことを言わんのに、南部町の選管が言うのはおかしいではないかとおっしゃられ、警告文を受け取ることを拒否いただきました。公平で公正な選挙のために来ました。米子がどうであるかわかりませんが、南部町で選挙違反がないようにするのが私たちの使命です。

さらにこの説明中に雑賀敏之議員本人もお帰りになり、内容を再度説明いたしましたところ、そのまま所用でお家の中に入れ、どうしても受け取っていただけませんでしたので、それでは警告文は郵送いたしますとお答えをし、警告文を郵送したわけでございます。

ここまでの経過で質問内容に対するお答えはおおむね網羅されているとは思いますが、再度お答えをいたしますと、1点目の、選挙管理委員会のどのような事務に該当しという問いのお答えは、公職選挙法第6条第1項の事務でございます。いつ、だれが、どこで決定し発行したのかと

いう問いに対しましては、平成20年10月16日、プラザ西伯において、選挙管理委員会として決定をいたし発行いたしましたところでございます。

2点目の、雑賀後援会ニュースの文書が選挙違反のおそれがあるかという記載がございますが、その根拠は何かという質問に対しましては、根拠は公職選挙法第201条の13の規定に違反することが文書内容で明らかでございます。

3点目の、後援会の内部資料が選挙違反のおそれがあるとはどのようなことかという御質問でございますが、確かに後援会ニュースの右下に内部資料と書いてございますが、しかし果たして、内部資料として配られた文書が、その配布先から通報という形で選挙管理委員会に届けられるといったことがあったのでしょうか。また、内容が単なる後援会の連絡事務文書といったことなら理解は十分できますが、後援会ニュースを読みますと、雑賀敏之候補は地元の出陣式で大勢の人の前に第一声を上げ、元気に出陣しました。選挙は1人はみ出しの少数激戦、新人で知名度も低く、これからの大奮闘なしには議席は届きません。ぜひ雑賀支持の広げを押し上げてくださいます。この文面は明らかに投票依頼の文書であり、選挙違反に該当する可能性が高いと選挙管理委員会としては判断をいたしましたわけでございます。

4点目、防災無線についての御質問でございます。この決定は、先ほど申しあげました10月16日行ってまいりました選挙管理委員会の決定事項でございます。議員御質問のマニフェスト以外は選挙違反であるという放送をしたとおっしゃられましたが、放送原稿の該当部分を読み上げますと、告示後、配布できる選挙運動用ビラは、町長選挙に限られ、選挙管理委員会のシールを張ったもの以外は配布できません。この根拠法令は議員もよく御存じのとおりと思ひますし、公職選挙法第142条、143条及び146条にございます。

以上のとおり、選挙管理委員会は法令に従い、適正妥当な判断を行ったものでございまして、雑賀後援会への警告文を撤回する論拠はないことを御指摘申し上げ、選挙管理委員会を代表として答弁をさせていただきました。以上で終わります。ということで締めてあります。

続きまして、33ページの17から18行ということでございます。ここは事務局長の陶山が御答弁申し上げております。

選挙管理委員会事務局長、陶山でございます。頒布ということについて御質問がございました。この中で、全体の話の中でどうも話が通らないといけませんので、もう一度復習をしたいと思います。

この立候補説明会を9月にしておりますが、そのときに雑賀候補はこの本、本を見せたと思ひますけども、これは見ていただけますか、「地方選挙早わかり」という公職選挙法をもう少しわ

かりやすく解説したものを買っていたというぐあいに思っています。それから、この南部町町長、それから議会議員一般選挙立候補予定説明会資料、これも熟読いただいたと思います。この中にきょう御質問いただいたことは、してはならない、していただいではならないということを書いております。頒布というのは、広範囲に頒布するという意味だというぐあいに書いてありますけど、広範囲がどうのこうのを論理展開ではないわけです。図面、図画と書いて「とが」というぐあいに選挙の中では読みますけれども、公職選挙法の中では告示日以降にしてはならない行為に明らかに書いてあるわけです。その行為をされたということは選挙違反に該当すると、こういう判断をしておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、34ページになります。同じく陶山局長の方でございます。

選挙管理委員会事務局長でございます。やはりもう少し詳しく御説明した方がいいと思います。告示日がございますね、告示日以前と告示日以後、いわゆる選挙本番を迎えるわけですが、ここでやれることが大きく変わります。選挙の告示日、今回の場合でしたら10月14日でございますね、これまでは政治活動はできるわけでございます。政治活動といいますのは、政党その他の政治団体が行う宣伝活動でございます。これには後援会への加入を求めたり、今、雑賀議員が言われますような後援会活動、それから議会報告、議員の皆さんは自分がこれまでの4年間の中でどういう政治活動をしてきたのかということが言えると思います。これは議会報告という形であれば言えると思います。

ただし、告示前にしてはならないことがあります。それは選挙運動です。選挙運動の定義は、公職選挙法の中にはうたってありませんが、昭和52年の最高裁の判決でも支持されていますので、ほぼ確定しているというぐあいに私どもは判断しております。申し上げます。それは特定の選挙ですね、今回の場合でしたら10月にありました選挙、これを指しているかどうか。それから特定の候補者を当選させるため、当選が目的でなければなりません、特定の候補者の名前があるかどうか、当選を依頼しているかどうかということが2点目でございます。3点目は、選挙人に働きかける行為、選挙人といいますのは町の有権者でございます。ですから、全く違った北海道の方の方に言われることになれば、これは一定のものがあるかもしれませんが、この選挙の3要素というものが重要でございます。

この行為は、告示日前はできません。告示日の前はできないわけです。事前運動ということで選挙違反になります。さて、それでは告示日以後にできる行為、これは選挙運動です。ですが、文書図画につきましては、警告書に記入してあると思いますけれども、公職選挙法で大変恐縮なんですけれども、201条の13、読み上げてみます。この第1項第2号、いかなる名義をもつ

てするを問わず、掲示または頒布する文書図画、またここでも図画と書いて「とが」と言っておりますが、でございます、の特定の候補の氏名またはその氏名が類推されるような事項、これを記載することはいけないというぐあいになってあります。したがって、明らかに選挙違反に抵触するという判断の中で行ったものでございます。以上、よろしくお願いをいたします。

今度59ページに移ります。今度は植田議員に対する答弁でございます。同じく陶山事務局長の方が申しております。

まず、どなたがという前に、頒布の定義によって、私どもが、それは警察が検挙するときの話です。頒布という広大な文書、または今回もありましたけれども、大量に一気にやるような新聞折り込み、今回の問題は明らかに図面図画として証拠が残っているものを選挙管理委員会としては無視できないわけです、無視できない。後援会の政治運動とは、これは明らかに異質なものでございます。要は、その当選を求めようとしてやっていることでございますので明らかに選挙運動、選挙運動なわけですね。選挙運動を政治団体がそのときにしているということは、選挙違反なわけです。

これは特別委員会に出した資料の中の1ページ、5行から6行ということでございますが、これは選挙事務の経過について記載したもので、その段でございます。10月15日13時26分、ちょっと文書形式の名前を書いて言葉にしております。

陶山、「南部町選挙管理委員会です。どちら様ですか」

「Bです」

陶山、「本日、後援会ニュースとして配られた文書は選挙違反に該当します」

B、「後援会の会員に配った文書ですから、選挙違反ではありません。今後も読みますと言われた後援会会員には配布します」

陶山、「それでは、確認ですが、無差別ではないのですね」

B、「読んでもよいと言った人にです。読んでもよいと言われた後援会会員にしか配っていません」

陶山、「そうですか。私は事務局長の陶山と申します。事実確認の電話をさせていただきました」

これは、雑賀敏之後援会に陶山局長が電話をかけたものの対応の経過でございます。

以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 今、長々と読んでいただきましたけれども、選挙違反と断定する

ことを議会でも言っておられますし、資料の中でも繰り返し選挙違反なんだということを言ってきましたね。そのことを認められますか。選挙違反と断定してきた、そのことを認めますか。丸山委員長、よろしくお願いします。

○議長（石上 良夫君） 選挙管理委員会事務局長、森岡重信君。

○選挙管理委員会事務局長（森岡 重信君） 言葉の中ではそういうことを言いましたが、きょう、委員長の方が申しました。決めつけといいますか、そういうことではなく、予防の観点からそういうことがありますよという気持ちの中で言ったものというふうに考えておるところでございます。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 言葉は正確に使わなければなりませんね。選挙管理委員会は警告書の中で、選挙管理委員会が出した警告書では、よく読んでくださいよ、選挙管理委員会が出した警告書ですよ、おそれというふうにしか言ってません。それで議場や資料の中で選挙違反と断定することは、犯罪者扱いではないですか。そういうことを言っているんですか。そのことを言っているのか、そんなことを公務員が言っているのか、このことに明確に答えてください。

○議長（石上 良夫君） 事務局長、森岡重信君。

○選挙管理委員会事務局長（森岡 重信君） 事務局長の立場では、公職選挙法に明らかに触れるということになれば、そういう言葉を発するのはやむを得ないというふうにも考えますが、そこにある考え方は、そういったところで選挙違反にならないような形で選挙をやっていくというのが本意でございますので、そこは言った言わなかったということではなく、そこに予防の観点を御理解いただきたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） ここは重要なところですよ。予防であろうが何だろうが、議会の公式の場ですよ。選挙期間中に口頭でそういうことがある場合もあるかもしれませんが、公式の場で選挙違反というような断定をするということは、これは犯罪者扱いですね。これを公務員が言っているのか、そのことについて、明確に、明確にしてください。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 局長として公職選挙法に照らし合わせて、違反があれば違反だということとは言うべきことではないかというふうに考えます。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 選挙違反と断定するようなことができるのかって聞いたときに、

そういう機関ではないと言っているんですよ。司法でなければ断定できないんですよ。なに一公務員が断定するようなことを言っているんですか。それが公務員法からの逸脱だと言っているんですけども、そういうことになりませんか。人権侵害ですよ、これは、明確な。どうですか。犯罪者扱いですよ。（発言する者あり）何言ってるんですか。

いいですか、この私が言いたいことがあるんですよ。選挙管理委員会が201条の13で選挙違反という認定をした、これは頒布したという決めつけの前提があるんですよ。それを立証もできないんですよ。その立証もできないで、何言ってるんですか。これを法律の専門家が見たら、笑いますよ、こんなばかげたことを言っとったら。（発言する者あり）本当ですよ。この選挙管理委員会が出した資料は、支離滅裂ですよ。後でいろいろ説明もしますけども、まず、公務員が選挙違反だということを公式に、公式の場で言っているのか。これが公務員法からの逸脱でないか、はっきりしてください。（発言する者あり）

○議長（石上 良夫君） 事務局長、森岡重信君。

○選挙管理委員会事務局長（森岡 重信君） 先ほどから、繰り返し、繰り返しになりますけれども、やはりもともになります公職選挙法に違反するということがあれば、当然その選挙事務を担当します局長としては、選挙違反ということを使うことだろうと思っております。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 選挙管理委員会は、じゃあ今回の私たちの選挙を違反だと断定するんですか。そういうことですか。そこまで言うんですか。これは大問題ですよ。私たちは違反ではないってずっと言ってますし、これはどこへ行っても争いますよ。争いますが、今の時点で選挙違反だと断定するんですか、この場で。もう一度言ってくださいよ。断定するんですか。

○議長（石上 良夫君） 事務局長、森岡重信君。

○選挙管理委員会事務局長（森岡 重信君） この機関、選挙管理委員会でございますけども、これは先ほど委員長の方が答弁いたしました。再度確認をしたいと思っておりますけども、選挙管理委員会は調査機関、司法機関とは違い、選挙違反だということを断定し、結論づける機関ではございません。ただ、事務的にこういうことを、選挙法等照らし合わせて、これは選挙違反になりますよということはお伝えするのが本来の職務だろうというふうに考えております。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 私は、選挙管理委員会が警告を発することまでどうのこうの言ってますよ。だけれども、議会の場で選挙違反だと言ったことを問題にしてるんですよ。違いますが、断定したことについて、行き過ぎだったんなら訂正して謝罪すべきではないんですか。ど

うなんですか。そこははっきりしてくださいよ。（「必要ない」と呼ぶ者あり）

じゃあ、選挙違反と断定するんですか。断定しなければそういうこと言えないんですよ。

（「あくまでも警告」と呼ぶ者あり）

ふざけんな。はっきりしてください。断定するのか、してもいいのか。

○議長（石上 良夫君） 植田均議員に申し上げ……。

○議員（4番 植田 均君） はっきりしてくださいよ。

○議長（石上 良夫君） 植田議員に申し上げます。話がかみ合いませんので……。 （「いいえ」と呼ぶ者あり）、議員のあれとした……。 （「答弁がなっとらん」と呼ぶ者あり）角度を少し変えてでも質問してください。

○議員（4番 植田 均君） そこは変えられませんね。

○議長（石上 良夫君） それと、もうちょっと冷静に話をしてください。

○議員（4番 植田 均君） 人権侵害の大事なところですからね。（発言する者あり）

○議長（石上 良夫君） 事務局長、森岡重信君。

○選挙管理委員会事務局長（森岡 重信君） また本当に繰り返しになりますけども、予防の観点から私ども申し上げたというふうに御理解をいただきたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 公式の場で、予防の観点があったら何言ってもいいのか、何言ってもいいのか。（「だって、悪いこと言っとってからに」と呼ぶ者あり）何が悪いこと言っとるだ。

大事なことですからね。予防の観点だったら何言ってもいいんですか。人権侵害じゃないですか、犯罪者扱いじゃないですか。（発言する者あり）

○議長（石上 良夫君） 植田議員に申し上げます。議員として品位を持って質問してください。言葉を気をつけてください。

○議員（4番 植田 均君） 大事なことですからね。これは予防の観点ならば、いいんですか。それが南部町の姿勢ですか、総務課長の姿勢ですか、選挙管理委員会事務局長の姿勢ですか、ほう。はっきりしてくださいよ、そういうことを言ってもいいんですか。

○議長（石上 良夫君） 事務局長、森岡重信君。

○選挙管理委員会事務局長（森岡 重信君） 私ども、あくまでも公職選挙法、このものに違反があるということになれば、選挙違反ということでお伝えします。以上です。（「議長、ちょっと休憩、あのね……」と呼ぶ者あり）

○議長（石上 良夫君） ちょっと待ってください。何の休憩ですか。

ちょっと休憩します。

午後 4 時 5 1 分休憩

午後 4 時 5 1 分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

4 番、植田均君。

○議員（4 番 植田 均君） 町長に聞きますよ。総務課長が、予防の観点で、選挙違反と断定できないことを言いながら、予防の観点ならば言ってもいい、これを町長は認めますか。断定する表現というのは、人権侵害じゃないですか。犯罪者扱いの言葉ですよ。それを公務員が言ってもいい、そういう姿勢を町長は認めるんですか。（発言する者あり）総務課長の上司です。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。先ほど選管の委員長がお話しになったとおりだというふうに思います。いわゆる選挙管理委員会としては、南部町で選挙違反のない明るい選挙の実現、これが一番の使命であるというぐあいには言っておられまして、無事に終わってほっとしておるということをおっしゃいますから、そういうことで警察の御厄介になったりするようなことがないように、一般的に公職選挙法にいろいろ書いてありますから、そういうことに抵触するような事項があれば警告を発するとか、そういうことを通じて明るい選挙の実現を図っていくというのが選挙管理委員会の仕事だというように思っておりますし、全く同じことを委員長もおっしゃっておられますし、それから選管の事務局長もそういう趣旨で言っておるというように思っております。

○議員（4 番 植田 均君） 議長、聞いてることに答えてもらってません。

ちょっと、休憩いいですか。

○議長（石上 良夫君） 休憩します。

午後 4 時 5 3 分休憩

午後 4 時 5 4 分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 先ほどから、選管の委員長がこの選挙管理委員会の事務に関してのことなので自分の方から答弁をするというようにおっしゃいまして、御答弁をなさったわけでござい

ます。言ってもいいかとかどうかというようなことではなくて、そういう仕事を通じて選挙違反のない選挙を執行したいと、それが選挙管理委員会の使命であるということを言っておられて、委員長みずからがそのようにおっしゃって、選管の事務局長の発言について何ら疑問を言っておられない、そういう状況の中で、町長にそういうことを求められるのはいかがなものかなというように思っております。私は委員長の御答弁なされたように理解をいたしております。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 選挙管理委員会は裁判所ですか。先ほどから言ってるように、断定なんかできないんですよ。できないとみずから認めといて、断定する発言を撤回しないというのはどういうことですか。丸山委員長にお答えくださいよ。きのう、きょう選管の事務局長になった人だなくて、これまでずっと私たちと話し合ってきました。人権についても丸山委員長は造詣が深いと思います、教育者として立派にこれまで仕事をしてこられました。このような今の町の町長も総務課長も、大変ひどい答弁ですよ。本当に信じられませんわ。人を一方的に犯罪者扱いしといて、それが許されるという、公務員法から見てこんなことは許されません。裁判所では、こんなことを最終的に最高裁まで争われるような問題ですよ。それを一公務員が選挙違反だなどということ言うことは、人権侵害以外の何物でもない。

丸山委員長、どうですか、あなた本当に責任者ですよ。こういう今の話の流れの中で、あなたは黙っている立場にはおられないはずですよ。陶山前選挙管理委員会事務局長の暴走を許した責任は大きいと思いますけれども、丸山委員長の答弁を求めます。

○議長（石上 良夫君） 選挙管理委員会委員長、丸山計信君。

○選挙管理委員会委員長（丸山 計信君） 失礼します。ちょっと先ほどお話しの中に出ていたけれども、選挙管理委員会は私も先ほどの答弁でもお話ししたと思っておりますけど、捜査機関だとかあるいは司法機関ではございません。それは先ほど私申し上げましたとおりでございます。

それから、直接関係がないかもしれませんが、質問の動機でページ33とかページ14とか、59ページ、たくさんおっしゃいましたけど、そのことだけについてピックアップしてもなかなか全体の流れがどうかと思うことがありましたので、局長さんの方からちょっと時間がかかりましたけど、ずうっとその前後の議会の様子を議事録を中心にして読んでいただいたかと思っております。その中に大体全体の流れが、その当時言ったとか言わんとか、いろんなことがあろうかと思っておりますけど、そのときの全体の流れはまた再認識していただいたではないかと思っております、全体の流れをね。というようなことを私は感じております。

議題もとに戻りまして、要するに明るい選挙を遂行していくというのが、これは別に南部町じ

ゃなくても国の選挙管理委員会と申しておりません、選挙管理会と申しておりますけど、県の選挙管理委員会でもどこも同じ形で明るい選挙ということをモットーにして、基本姿勢にして行っていると思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 丸山委員長もはぐらかしの答弁されますけども、私が聞いているのは、人権侵害に当たるような発言を公式の場でしてもいいのか、そういう認識を持っておられるのかどうか、そのことについてはっきり言ってください。あなたは泥棒だって言っとるのと同じことですよ。わかってるんですか、この重さが。言えるんですか。（発言する者あり）

○議長（石上 良夫君） 植田議員、言葉の使い方に気をつけてください。この間も言いましたけど、SANチャンネルは全町、子供さん方もたくさん見ておられますので、議員としてきちんとした品格を持って質問してください。

事務局長、森岡重信君。

○選挙管理委員会事務局長（森岡 重信君） ヒートアップぎみに言っておられますけども、このもとのことをまず考えていただきたい。私どもも何にもせずにぼんと物事をやったというわけではございません。最初はお話を聞きながら、話の中で、それから電話であったり、直接会ったり、文書でやったりしながら、そこは気をつけてくださいねという願いをしたはずです。それを関係ないと、言われる筋合いはないというような話も読みましたけども、そういった気持ちで物事に当たられたというのが、私は本当に情けない思いです。やっぱり気づかないという部分がありますので、そういうものを知らせてくれたというようにとり方をして、ああ、本当に何かなというようなことがあったら、それは控えていただいて、皆さん同じルールで選挙を戦っていただきたいというのが私の思いでございますし、そういったところも御理解をいただきたいと思います。（「本当だ、本当だ」と呼ぶ者あり）

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 公務員の人権侵害について、全く認識持っておられませんね。私は選挙管理委員会の今回の事務の流れの中で、公職選挙法の不理解があると思っています。私たちはその考え方についてきちんと知っているんですけども、ここでそんなことやってるともう時間がなくなります。とにかく、こういうことは許されざる人権侵害だ。そして、私は引き続きこの撤回と謝罪を求めて、あらゆる形で検討していくしか、公職選挙法の不理解しておられる方々を相手に本当にひどい話でね、人権感覚も全く持っておられませんね。何が人権が大黒柱のまちづくりですか。私は、一方的に人を犯罪者扱いするような町長や総務課長の姿勢は断じて許されな

いということを書いて、この問題、残念ですけども、次に進みます。本当に公職選挙法ね、県の選管にもよく聞いて、研修し直された方がいいと思いますよ、本当にね。この出されている資料も支離滅裂ですわ、はっきり言ってね。そのことを今、議論してる暇がないのでね。

次に、地域振興区の問題に入ります。未加入集落の費用を払っていないということですけども、こういうことが町として許されるのか。文書配布については、町が住民の皆さんに情報提供するための町の仕事ですよ。町の仕事であって、これは振興協議会に加入されている集落に対しては払っているんだけど、未加入の集落に対して払わない。これは、地方自治法に照らし、費用を住民が払って、行政サービスを行政はする責任があるわけですけども、この地方自治法の公平に取り扱うというところから考えれば、条例があろうがなかろうが、住民に不利益を与えてはいけないわけですよ。これ、是正されませんか。これは許されない地方自治法違反ですよ。これ、どうでしょう。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長、長尾でございます。このことの経過につきましては、平成19年であります。本町の条例に地域振興区の設置に関する条例というものができました。その中で、区長制度、それから区長報酬の条例の位置づけというものが、条例からなくなったということがございます。それから、その後、区長様に対する報酬は従前と同額のもの地域振興協議会の方にお支払いすると、それで、振興協議会の方はそれぞれのルールに基づいて、区長様に区長報酬、それから文書の配布のお手当というようなものを振興協議会ごとにお支払いいただいております。

さて、議員お尋ねの振興協議会からの報酬の受け取りを希望されない集落というのがございます、実際に。行政のことでございますので、条例に位置づけがないものにつきましては、お支払いするすべがないというのが現在のところでございます。このことにつきましては、昨年度、何回も当該集落の区長様と協議をさせていただきまして、では、区長様の方から、じゃあ、自分が配るからということで御理解をいただいて、現在に至っておるところでございます、条例にないものについてのお金が払えないというのが、今の状況でございます。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） ここにもやはり、南部町の法律を遵守しない姿勢があると思うんですよ。条例っていうのは町の法律ですけども、上位法が優先するんですよ。地方自治法が優先するんですよ、わかってるんでしょうか。文書配布は町の責任でやる仕事ですよ。それをね、集落の方との合意の中でどうのこうのというような話じゃないんですよ。これは町が、やっ

ってるんだから受け取ってくださいという形でお支払いするのが、町の行政としてやるべきことではないんですか。それを、何ですか。条例がないから支払うべきがない、そんなばかな話は通用しません。

町長、地方自治法違反だと私は考えるんですけども、条例というのは、地方自治法に優先するもんじゃないですよ。町民からは税金をいただき、住民サービスは公平にするんですよ。そのところから見て、おかしいじゃないですか。是正されませんか。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 議員おっしゃる地方自治法、平等にという原則、おっしゃるとおりだと思います。20年度におきまして、もう区長文書は配らないということを伺っておりまして、それでは、各戸郵送させていただきますというふうに、1回郵送いたしました。その後、郵送ではなくて、区長さんが私の方で配るからということをおっしゃっていただきまして、今に至っておるということでございます。経過はそうでございます。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 経過なんか聞いてませんよ。是正しなさいって言ってるんですよ。どうなんですか。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 地方自治法違反かどうか、これは調べてみるとわからんわけですけども、いわゆる条例に基づいて町は仕事をしておるといふぐあいに理解をしております。条例ではそういうすべがないということも、先ほど申し上げたとおりであります。この間の経過は、受け取れないと、振興協議会からの配布手数料というんでしょうか、そういうものは受け取れないということがその未加入集落の方からあって、受け取っていただかんかったらお配りをお願いすることもできんだろうということで、郵送なり、あるいは町の職員が最初は配ったと思います。持って歩いて配ったと思います。私は詳しい経過は聞いておりませんが、ただ、最後に今日こういう状況になっておるのは、区長さんの方がコミュニティーの手段として、それを町報とかいろいろ配っていくときに地域住民の皆さんとのコミュニティーの手段として、料金は要らんけん、自分やちが配あけん、おまえやちは配らんでもええと、役場で配らんでもええということをおっしゃっていただいたので、そういうことに甘んじて今日を迎えておるといふことのように私は聞いております。そういうことで、それはそれで区長さんの言い分もよくわかりますし、間違いなくこの住民の皆さんのもとへ行政文書が届くということでございますから、問題はそのことであるわけですから、そういうことであるならば、それはそれでやむを得んではないかというよ

うに理解をいたしております。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 全く町長の姿勢もむちゃくちゃですね。地方自治法に従って公平に行政を進めようという姿勢が全く感じられませんね。本当に住民の皆さんから見れば、地域振興区ができて、下阿賀の集落の方々はまだ十分に議論が尽くされていないから陳情書を出されて、もうちょっと待ってくれ、議論をもっと深めようじゃないかというずっと経過があって、納得できないものには参加できないというずっと流れがあったんですよ。それで今そういう中で、自分らで自分らの地域を自主的な活動をやらせておられます。そういう人たちに不利益を与えていいのかということが問題なんじゃないですか。それを町は、あなたの思いつきの振興区でそこに入らない人に、入らない人は、住民の方がまあええわって言いなっただけ、町のやるべき責任のところを甘んじている、それが行政のやるべき仕事のやり方ですか。私はほんにむちゃくちゃだと思いますよ。是正するべきだと思いますけれども、町長に再度、そのことについて答弁を求めます。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 先ほどあなたの思いつきという言葉がありましたけれども、確かに私はこの地域振興区の施策は思いついたものでございます。しかし、住民の皆さん方のたび重なる議論の場、そして最終的には成案をもって議会の場、そういう場で長い間にわたって、賛成もあったけれども反対もあった、そういう議論の末に議会で議決をいただいたものであります。したがって、個人的なことをおっしゃるのはいかがなものかというのが、私の気持ちであります。

それから、やはりこの地域振興区をつくった一番もとのその考え方というのは、地域のコミュニティーを盛んにして、地域の活性化を図っていかうと、こういう願いでございますから、そのことを、そのことといたしますのは、いわゆる文書配布ですね、文書配布をコミュニティーの大切な手段として自分たちでやるからという区長さんの御意見も尊重しなければいけないというように思っております。そういう区長さんの思いがありまして、私は区長さんに、行政文書の配布をゆだねているということなんですけれども、また区長さんもかわられますし、別な区長さん方が出られて、この問題について別なまた御意見があれば、これは伺わなければいけないと思っておりますけれども、20年度の区長さんとの話のやりとりの中では、そういうコミュニティーを大切にしたいという思いを区長さんが申されまして、あえてそれを私どもが郵送だとか役場の職員が配ってしまうということでない方がよかろうと、こういう判断をしたわけでありまして、意見が違うところでございますけれども御理解を賜りたいと、このように思います。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（４番 植田 均君） 私何度も聞いてるんだけど、的確な答弁返りませんけども、町として住民の皆さんに不利益、公平な取り扱いじゃないようなやり方しちゃいけないでしょうということを聞いてるんですよ。それで、文書配布料という形で地域振興区にはその積算で出ているわけでしょう。それに見合う分を直接集落に渡すのが行政としてやるべきことではないですか、そういうふうには是正するべきだということを町長に問うているんですけども、是正する気はないんですか、あるんですか。そのことに端的に教えてください。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 報酬につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおり、長い間の皆様の議会での御審議を経て、この振興協議会にかかわる条例をこしらえていただきましたものですので、現在それをすぐ変えるということとはできないというふうに認識しております。

○議長（石上 良夫君） ４番、植田均君。

○議員（４番 植田 均君） 本当にすれ違ってあれですけども、条例をやめろとか言ってませんよ。ちゃんと住民に不利益を与えない、公平な取り扱いをしなさい、そういうことを言っています。もうこればかり同じことになりますので、そういう姿勢をね、不利益を与えても何の反省もない答弁だということを言って、次に進みます。

防災コーディネーターの仕事ですけども、いろんな仕事のことを言われましたけれども、一つ一つ具体的にお聞かせいただきたいんですけども、地域振興区内における自主防災組織の立ち上げ及び運営についての業務とか、５項目上げられましたね。これを実際、具体的にもう人を雇っているんですから、何をするのか、具体的に説明していただきたい。よろしくお願いします。

○議長（石上 良夫君） 地域振興統括専門員、仲田憲史君。

○地域振興統括専門員（仲田 憲史君） 統括地域振興専門員でございます。

自主防災組織の立ち上げということで、自主防災組織の立ち上げとなっていない地域、そういったところに出かけまして、組織の立ち上げの方をしていただきたいというぐあいに思います。会見地区の方は２２集落あるんですが、自主防災組織というものを立ち上げられておられるのが６集落でございます。自衛消防という組織はあるわけですが、自主防災組織という観点からは６集落が立ち上がっているという現状でございます。未設置の集落に出かけまして、組織の立ち上げの方お願いしたいと思います。

と同時に、振興協議会に参画をしていただいております集落では、すべての集落で集落づくり計画をつくっていただきました。と同時に、地域振興協議会でも地域づくり計画を作成し、住民の皆さんのお手元にお届けをしている振興協議会もでございます。地域づくり計画、集落づくり計

画は、防災という項目も載せております。そういった明文化された計画書を実際の実現のものとして展開をしていくと、そういった御相談を各集落、地域に出かけて、防災コーディネーターの方を中心にして現実のものにしていくというように、これから計画をしておるところでございます。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 自主防災組織、いろんな地域によって、役割を決めて、あなたが何役だとかっていうものを、私の近くのところでもつくった経験があるんですけども、そういうことをやるんですか。よくわからないんですけども、この人が7人、まだ全員が雇用されてる状況にはないような感じですけども、一つ一つ仕事の中身を、今もう雇っておられるわけですから、日々仕事をしとうなあわけですが。その具体的な仕事を住民の皆さんが聞いてわかるように、というのは、町のやろうとしてることがお金の使い方としていいのかっていう疑問の声が出てるんですよ。それにこたえなければいけませんね。仕事の中身として、しっかり説明してください。

○議長（石上 良夫君） 統括専門員、仲田憲史君。

○地域振興統括専門員（仲田 憲史君） 統括専門員でございます。具体的な仕事の中身ということでございますが、新型インフルエンザについて情報提供ということで、防災コーディネーターからのお知らせということで全世帯に配布をされておられる振興協議会もあります。それから、振興協議会の総務企画部で各集落の防火水槽、あるいは消火栓、そういったものを把握をされて、各集落ごとの防災マップをつくっていらっしゃる協議会でございます。そういった各集落のものを振興協議会レベルの地図、そういったものに落とし込みをしていらっしゃる、そういった具体的な作業等を進めていらっしゃる協議会もあります。

それから、具体的に、じゃあどういったことをさらに進めていくのかということなんですが、まず、減災への知恵とか心得、そういった共通認識を皆さんでしていただくような、そういった講習会、こういったことをこれから進めていくというように計画をしております。

それから、大国まつりの中でもあったんですが、AEDの使用とか、そういった具体的な救急救命の講習会、こういったことも地域の中に広めていく。まだまだ向こう三軒両隣の意識を高める活動とか、危険箇所の点検等、行政機関への改善要請、そういったさまざまな業務が防災コーディネーターの仕事として、地域の中へ具体的な形として入っていくもんというふうに想定をしております。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 週38時間働いていただくわけですね。どんだけの仕事がある

のかっていうのが素朴に皆さんから疑問が出てるんですよ。ちゃんと町は、こういうおんぼらとした形で振興協議会に委託するわけですよ。そうすると、会長さんが防災コーディネーターに対して指示をして仕事をしてもらわんといけんというような形になると思うんですよ。そうしたときに、住民の皆さんが本当に役に立ってもらってるなというふうに納得されるような仕事の仕方をできるような形になるんでしょうかということ、このあたりが本当にわからないと、このお金の使い方について住民の皆さんの疑問が解けないと思うんですよ。どんだけの仕事があるのか、今、何かいろんなことを言われたんだけどもばらばらで、何か細切れのその辺に落ちてるような仕事をぼろぼろ拾ってるようなことにしか聞こえないんですよ。しっかり住民の皆さんが役に立ってもらってるということを納得していただけるような説明を十分にさせていただけるように、お話してください。

○議長（石上 良夫君） 統括専門員、仲田憲史君。

○地域振興統括専門員（仲田 憲史君） 統括地域専門員でございます。住民の皆さんに納得ということでございますが、これから住民の皆さんの各集落に会長初め防災コーディネーターの皆さん、出かけて行って、具体的なお話をされていくこととなります。

超高齢社会が来ます。強い体質をつくりましょうというぐあいには集落の方でお話し等もしてきた経緯もあるんですが、その高齢社会というものを自分のこととして具体的にイメージをしていただくというのは、なかなか難しいというふうに思います。ところが、防災という観点で、我々は平成12年に鳥取西部地震を経験しております。非常に具体的なものとして住民の皆さんもイメージができ、また同じテーブルで防災コーディネーターの皆さんと一緒に地域の安全と安心、そういったものを具体的な策として練り上げていくというぐあいになっていくと思います。住民の皆さんにはより身近な相談役として、今コーディネーターの皆さんが培っていらっしゃる知識、スキルを住民の皆さんへ提供をしていく、そういった形になっていくというぐあいに思います。非常に身近な相談役と、サポート役というふうに感じていただけるものというふうに認識をしております。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 町が全国に波及するようなすごいもんだって言ってる割には、何の中身もないような気がしてしょうがないんですよ。防災、大事ですよ。それはだれも否定できないことだと思うんですよ。けども、この交付金を使って3年間の人件費ただになる、交付金事業を使って果たしてやるような事業なのかというのが、多くの皆さんが思っておられる素朴な疑問だと思うんですよ。それに今、私いろいろ聞いたんだけど、納得できるような答え、こ

れ以上聞いても出てきそうにないんですよ。私はこの新型インフルエンザ対策にしても、先ほど雑賀議員でしたか、質問の中で健康福祉課の専門員の櫃田さんが集落に出かけて行って研修やっていたということをおっしゃいました。行政と住民が協働する形というのは、今中間にいろんなものをつくって、そこに行政が仕事を委託したり、移管したり、住民感情から言えば押しつけられたってというような感じも受けてる方もおられると、状況もあるんですよ、はっきり言ってね。

私は今回の国の交付金事業、これは本当に貴重な国の財源を使って、緊急雇用というのが本来の目的です。それで、緊急雇用でそれで新しい事業を創出しようという交付金なんですよ。だけれども、3年たったらこの事業どうするかわからない、というような本当に先の見通しも絶対これでやっていくんだというんだったらまだ、私、少しはそういう決意を感じられるんだけど、3年たったらどうなるかわかりませんよというような町のお金の使い方ね。

一方で地域経済はどんどん困難になっていて、住民の皆さんから見れば農業振興をもっとやってほしいという要望の中で、私はこの町のやってる交付金の使い方としても、交付金の趣旨にも合わないし、3年先のことから考えても私は見直すべきだということを主張して、質問を終わりたいと思いますけども、答弁要りませんけどね。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。遠慮せずに聞いてやってください。ことしの春に、子供を通じてマスクの配布をいたしました。そしたら、2通りの反応がございました。一つは、こんな不景気なときに何でマスクなんか金もないのに配るのかという御意見、それからもう一つは、子供が帰って、本当によくわかったと。これから手洗いやうがいもきちんとして、マスクも着用したりして、自分とこの家からそういうインフルエンザの感染者を出さないようにしますという喜んだ御意見でございました。やる前はそういうことだろうというように思うわけですがけれども、結局、このように4月の末に世界的に豚のインフルエンザが大流行しまして、その意味がよくわかっていただけたのではないかとこのように思います。やっぱり先手を打ってよかったですということでございます。

私も町村会などで、南部町はマスクを配ったんだなというようなことで、自分とこもしたいけれども今もうマスクを頼んでも手に入らんと、こういうことをおっしゃる町長があって、私は非常にそういう意味でよかったなと思います。この防災コーディネーターもまさにそういう役割だろうというように思います。災害はないにこしたことはないわけですがけれども、あったときにやっぱり、ああよかったなということだろうというように思うわけですし、議員さんの御批判や御指摘や、そういうことを貴重な御意見として承りながら、しかし、着実にこの施策というものを

進めていきたいというように思っておりますから、この議場を出られたら、また声の一つもかけていただいて、御協力をいただきますようによろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 済みません、えらい時間とりまして、企画政策課、長尾でございます。議員おっしゃいました農業問題、私も大事だと思っております。ただ、今回御質問がありました防災コーディネーター事業は、町民の皆さんの命や財産を守るために、安心・安全な町づくりを目指すものでありまして、どちらが大事かと言われると私も困るんですが、いずれも大事でございますので、御理解いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（石上 良夫君） 以上で4番、植田君の質問を終わります。

これもちまして本日予定をしておりました一般質問を終わります。

○議長（石上 良夫君） 以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会といたします。

あす23日は定刻より本会議を持ちまして、引き続き一般質問を行う予定でありますので、御参集をお願いいたします。御苦労さんでした。

午後4時32分散会
